

# 第3章 許可基準

## 3-1 地域別の許可基準

禁止地域（第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域、第4種禁止地域）と許可地域（第1種特別許可地域、第2種特別許可地域、第3種特別許可地域、一般地域）のそれぞれの許可基準の概要を掲載しています。

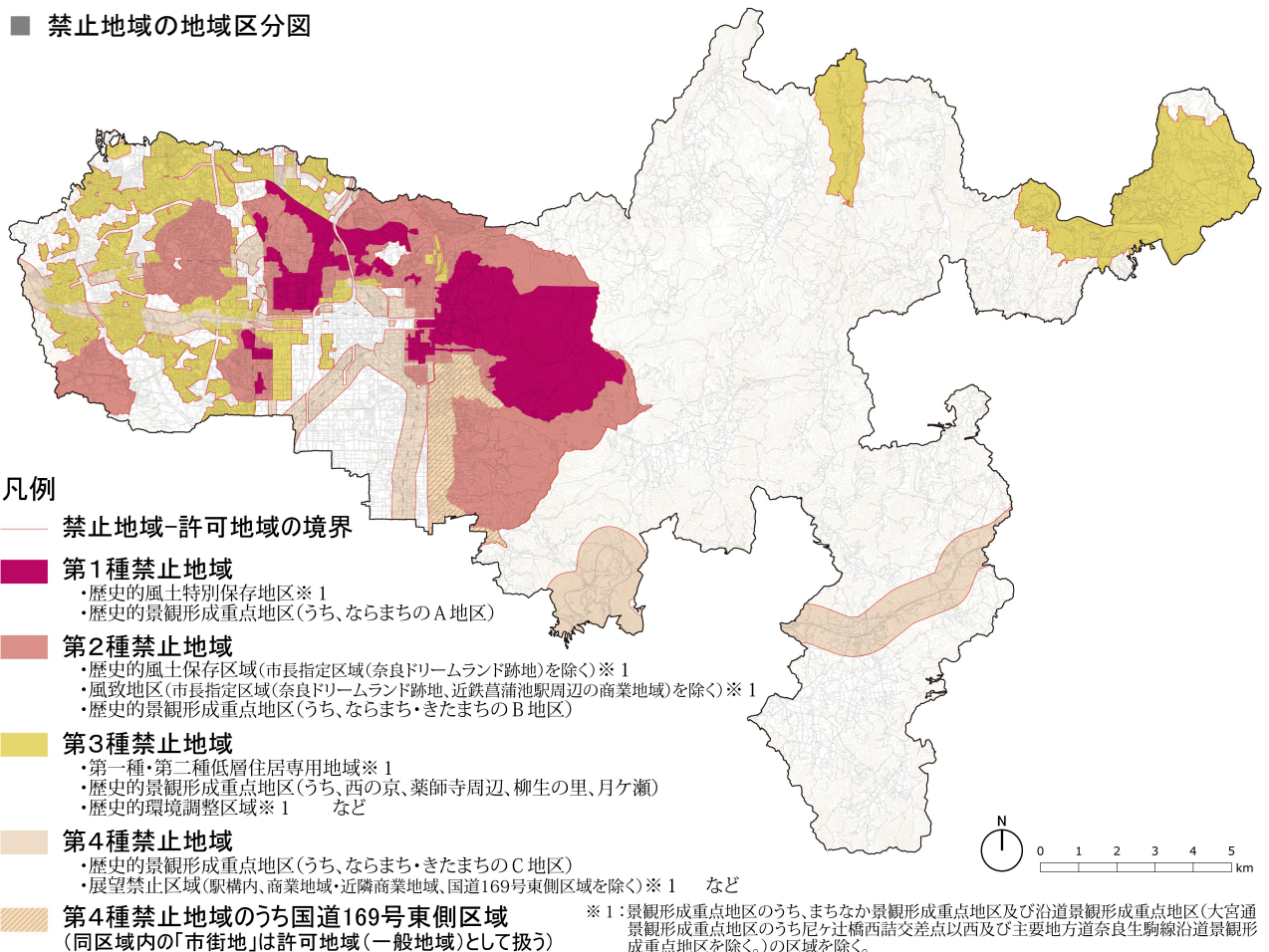
個々の基準の詳細については、基準各表の「解説 No.」に応じて、本章「2 許可基準の解説」（47 ページ～）を参照してください。

### ■ 禁止地域

禁止地域では、原則として、屋外広告物の表示・設置は禁止しています。ただし、自己用広告物などの一部の屋外広告物は、許可制により表示・設置を求めています。禁止地域における許可基準は、これらの表示・設置の禁止が適用除外となる屋外広告物に適用される基準です。また、禁止地域における自己用広告物は、下表の表示面積に関する基準に適合することが前提となります。

禁止地域の種別	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計	屋外広告物ごとの表示面積
第1種禁止地域	5 m <sup>2</sup> 以下	3 m <sup>2</sup> 以下
第2種禁止地域	7 m <sup>2</sup> 以下	4 m <sup>2</sup> 以下
第3種禁止地域	10 m <sup>2</sup> 以下	6 m <sup>2</sup> 以下
第4種禁止地域	—	10 m <sup>2</sup> 以下

### ■ 禁止地域の地域区分図



● 第1種禁止地域

① 一般基準

第1種禁止地域

項目	基準			解説 No.		
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること			①-1		
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること			①-2		
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと			①-3		
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと			①-4		
	・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと			①-5		
	・特定商品名のみを表示するものでないこと 特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1/3以下			①-6		
	・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと			①-7		
	・写真等は表示しないこと			①-8		
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）			①-9		
	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと			①-11		
	危害防止の基準	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること			①-12	
・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること			①-13			
・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと			①-14			
・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと			①-15			
色彩の基準	・次の範囲内の色彩であること					
	地色	色相	明度	彩度		
			R系	5.0R以上10.0R未満	5.0超7.0以下 2.0以上5.0以下	1.0以下 2.0以下
		YR系	0.0YR以上5.0YR未満	5.0超7.0以下 2.0以上5.0以下	2.0以下 4.0以下	
			5.0YR以上10.0YR未満	5.0超7.0以下 2.0以上5.0以下	3.0以下 4.0以下	
				Y系	0.0Y以上5.0Y未満	5.0超7.0以下 2.0以上5.0以下
		N系（無彩色） その他の色相		2.0以上7.0以下	—	
		文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	10.0以下
			YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	10.0以下
			Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
			GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	6.0以下
	G系		0.0G以上10.0G未満	制限なし	6.0以下	
	BG系		0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	6.0以下	
	B系		0.0B以上10.0B未満	制限なし	6.0以下	
	PB系		0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	6.0以下	
	P系		0.0P以上10.0P未満	制限なし	6.0以下	
	RP系		0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	8.0以下	
	N系（無彩色）		制限なし	—		
	・配色調和に配慮すること				①-18	
	・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること				①-19	

② 種類別基準

第1種禁止地域

種類及び項目		基準	解説 No.	
屋上広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-1-ア	
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下	②-2-ア	
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下	②-2-イ	
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	②-2-ウ	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと	②-2-エ	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの	②-2-オ	
	・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ		
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②-3-ア	
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/5以下	②-3-イ	
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又はその掲出物件の数は、3以下	②-3-ウ	
	その他	・古い土塀には掲げないこと	②-3-エ	
広告塔・ 広告板	広告塔	表示・設置	・広告塔は表示又は設置しないこと	②-4-ア
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	②-4-オ
		色彩	・支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度	②-4-コ
		その他	・板面は単純な形状であること	②-4-ス
		・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ	
	自立し、移動可能な 広告板	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	②-4-キ	
電柱広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-5-ア	
アーチ広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-6-ア	
気球広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-7-ア	
広告幕	共通	その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること	②-8-イ
		・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること		
	のぼり	面積・規模等	・のぼりの全高は、2m以下	②-8-ウ
		その他	・のぼり相互の間隔は、10m以上	②-8-エ
立看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下	②-9	
		・脚部の長さは、0.5m以下		
はり り 紙 札	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下	②-10
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

● 第2種禁止地域 / ● 第3種禁止地域 / ● 第4種禁止地域

① 一般基準

第2種禁止地域/第3種禁止地域/第4種禁止地域

項目	基準	解説 No.																																																																																															
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること	①-1																																																																																															
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること	①-2																																																																																															
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと	①-3																																																																																															
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと	①-4																																																																																															
	・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと	①-5																																																																																															
	・特定商品名のみを表示するものでないこと 特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1/3以下	①-6																																																																																															
	・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと	①-7																																																																																															
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下	①-8																																																																																															
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）	①-9																																																																																															
	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと	①-11																																																																																															
	危害防止の基準	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること	①-12																																																																																														
・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること		①-13																																																																																															
・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと		①-14																																																																																															
・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと		①-15																																																																																															
色彩の基準	・次の範囲内の色彩であること	①-16																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">地色</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上10.0R未満</td> <td>7.0以下</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上10.0YR未満</td> <td>7.0以下</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上10.0Y未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上10.0GY未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上10.0G未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上10.0BG未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上10.0B未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上10.0PB未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上10.0P未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上10.0RP未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系（無彩色）</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">文字色等</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上10.0R未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上10.0YR未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上10.0Y未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上10.0GY未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上10.0G未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上10.0BG未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上10.0B未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上10.0PB未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上10.0P未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上10.0RP未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系（無彩色）</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	地色	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	8.0以下	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	8.0以下	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	6.0以下	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	4.0以下	G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	4.0以下	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	4.0以下	B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	4.0以下	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	4.0以下	P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	4.0以下	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	6.0以下	N系（無彩色）		制限なし	—	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下	G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下	B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下	P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下	N系（無彩色）		制限なし	—
			色相	明度	彩度																																																																																												
	地色		R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	8.0以下																																																																																											
			YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	8.0以下																																																																																											
			Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	6.0以下																																																																																											
			GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
			G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
			BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
			B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
			PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
			P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	4.0以下																																																																																											
			RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	6.0以下																																																																																											
			N系（無彩色）		制限なし	—																																																																																											
	文字色等		R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下																																																																																											
			YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下																																																																																											
			Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
			GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
			G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
			BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
			B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
			PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
			P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下																																																																																											
RP系		0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下																																																																																													
N系（無彩色）			制限なし	—																																																																																													
・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる		①-17																																																																																															
(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下																																																																																																	
(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下																																																																																																	
(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする	①-18																																																																																																
地色 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下																																																																																																	
色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下																																																																																																	
色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下																																																																																																	
文字色等 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下																																																																																																	
色相：Y, RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下																																																																																																	
色相：GY, G, BG, B, PB, P 明度：制限なし 彩度：10.0以下																																																																																																	
・配色調和に配慮すること	①-18																																																																																																
・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること	①-19																																																																																																

② 種類別基準

第2種禁止地域／第3種禁止地域／第4種禁止地域

種類及び項目		基準	解説 No.	
屋上広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-1-ア	
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下	②-2-ア	
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下	②-2-イ	
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	②-2-ウ	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと	②-2-エ	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの	②-2-オ	
	・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ		
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②-3-ア	
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/5以下	②-3-イ	
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下	②-3-ウ	
	その他	・古い土塀には掲げないこと	②-3-エ	
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下	②-4-イ
		数量	・広告塔又はその掲出物件の数は、テナントごとに1以下	②-4-エ
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	②-4-オ
		自立し、移動可能な 広告板	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	②-4-キ
	共通	色彩	・第2種禁止地域及び歴史的景観形成重点地区においては、支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度	②-4-コ
		その他	・板面は単純な形状であること	②-4-ス
		・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ	
電柱広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-5-ア	
アーチ広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-6-ア	
気球広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-7-ア	
広告幕	共通	面積・規模等	・第4種禁止地域においては、広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下	②-8-ア
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	②-8-イ
	のぼり	面積・規模等	・のぼりの全高は、2m以下	②-8-ウ
		その他	・のぼり相互の間隔は、10m以上	②-8-エ
立看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下	②-9	
はり り 紙 札	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下	②-10
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

## ～ 禁止地域における規制イメージ ～

※規制イメージを示すものであるため、一部の基準を抜粋して示しています。

第1種禁止地域 【自己外広告物は原則禁止】	前提条件	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計	屋外広告物ごとの表示面積
			5㎡以下

<b>● 一般基準</b> 【美観上の基準】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路境界線を越えない</li> <li>・特定商品名のみは不可</li> <li>・写真等は使用不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可</li> <li>・特定商品名は表示面積の1/3以下</li> <li>・余白の面積割合は30%以上</li> </ul> など	<b>【色彩の基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩基準A （→53ページ参照）</li> <li>・高彩度色：禁止</li> </ul>
--	--	--

<b>● 種類別基準</b>	<b>【気球広告物】</b> 禁止	<b>【屋上広告物】</b> 禁止	<b>【壁面広告物（突き出し型）】</b> 禁止
----------------	----------------------	----------------------	-----------------------------

**【壁面広告物（直付け型）】**

- ・面積：合計が壁面の1/5以下
- ・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下

**【広告塔・広告板】**

広告塔は禁止  
<広告板>

- ・高さ：5m以下
- ・板面は単純な形状
- ・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下
- ・支柱・枠・盤面の裏等の色彩：5.0YR 2.0/1.5程度

**【立看板】**

- ・縦1.8m以下、横0.9m以下
- ・脚部の長さ0.5m以下

**【はり札・はり紙】**

- ・面積：広告物ごとにはり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

**【塀及び垣広告物】**

- ・高さ：塀又は垣の上端を超えない
- ・面積：合計が塀及び垣面の1/5以下
- ・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下

**【広告幕】**

- ・横断幕は繁華街のみ
- ・のぼりは全高2m以下、のぼり間距離10m以上

第2種禁止地域 第3種禁止地域 第4種禁止地域 【自己外広告物は原則禁止】	前提条件	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計	屋外広告物ごとの表示面積
			第2種禁止地域：7㎡以下 第3種禁止地域：10㎡以下

<b>● 一般基準</b> 【美観上の基準】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路境界線を越えない</li> <li>・特定商品名のみは不可</li> <li>・写真の面積割合は30%以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可</li> <li>・特定商品名は表示面積の1/3以下</li> <li>・余白の面積割合は30%以上</li> </ul> など	<b>【色彩の基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩基準C （→53ページ参照）</li> <li>・高彩度色：20%以下、2色以下</li> </ul>
---	--	--

<b>● 種類別基準</b>	<b>【気球広告物】</b> 禁止	<b>【屋上広告物】</b> 禁止	<b>【壁面広告物（突き出し型）】</b> 禁止
----------------	----------------------	----------------------	-----------------------------

**【壁面広告物（直付け型）】**

- ・面積：合計が壁面の1/5以下
- ・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下

**【広告塔・広告板】**

- ・高さ：広告塔は6m以下  
広告板は5m以下
- ・数量：広告塔は1テナントあたり1以下
- ・板面は単純な形状
- ・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下
- ・第2種禁止地域及び歴史的景観形成重点地区での支柱・枠・盤面の裏等の色彩：5.0YR 2.0/1.5程度

**【立看板】**

- ・縦1.8m以下、横0.9m以下
- ・脚部の長さ0.5m以下

**【はり札・はり紙】**

- ・面積：広告物ごとにはり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

**【塀及び垣広告物】**

- ・高さ：塀又は垣の上端を超えない
- ・面積：合計が塀及び垣面の1/5以下
- ・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下

**【広告幕】**

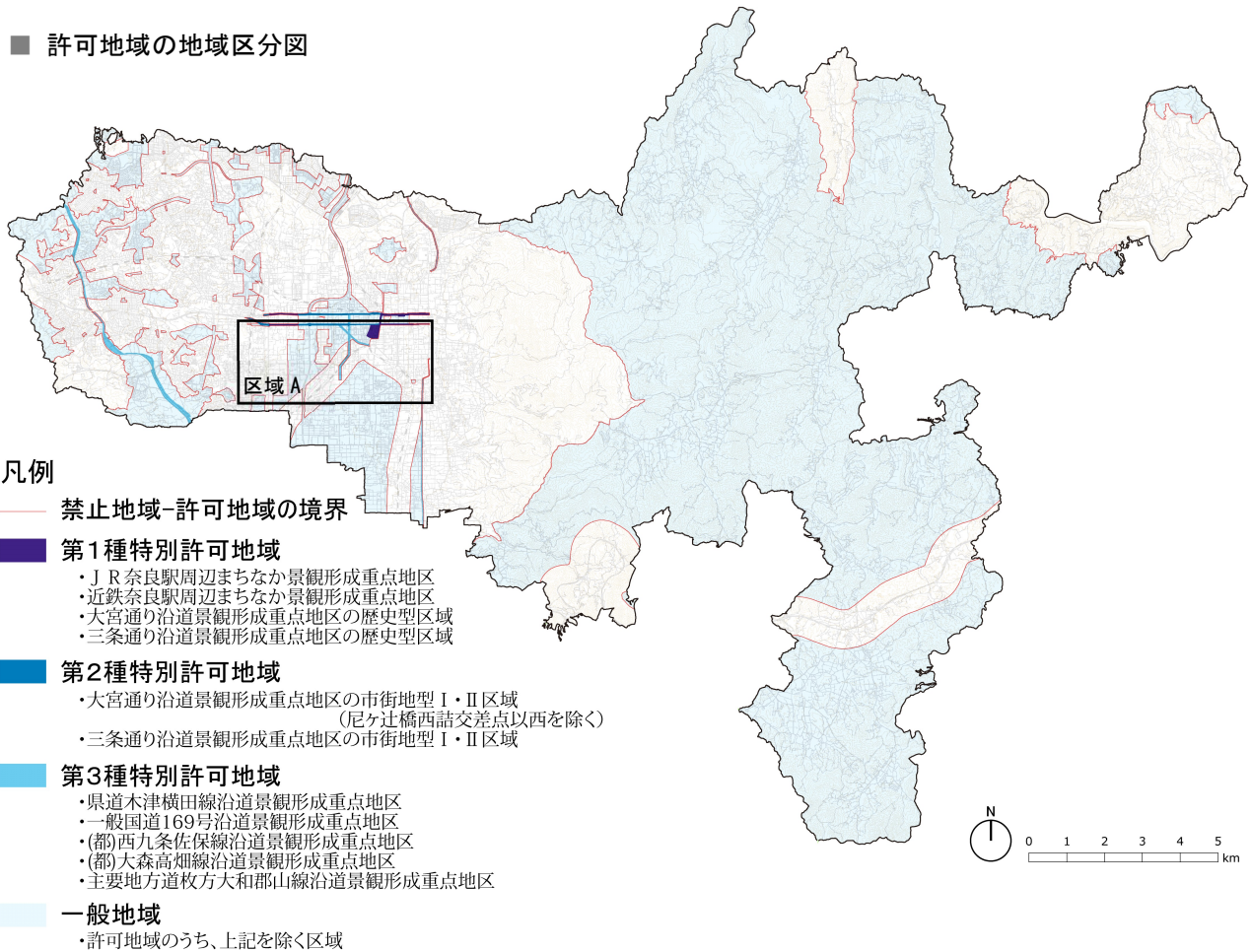
- ・横断幕は繁華街のみ
- ・面積：第4種禁止地域では、広告幕の表示面積の合計は12㎡以下
- ・のぼりは全高2m以下、のぼり間距離10m以上

## ■ 許可地域

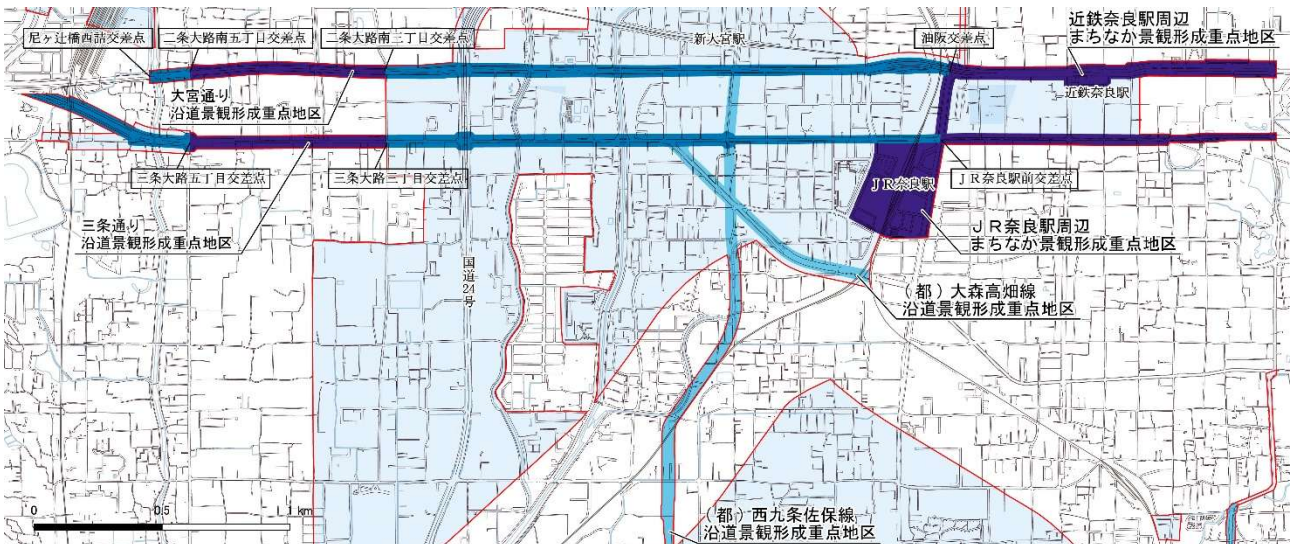
許可地域において、表示・設置にあたって許可が必要となる屋外広告物等は、次ページ以降に示す許可基準に適合する必要があります。

なお、許可申請が適用除外される場合であっても、許可基準に適合するよう努めてください。

### ■ 許可地域の地域区分図



### 区域A拡大図



● 第1種特別許可地域

① 一般基準

第1種特別許可地域

項目	基準	解説 No.																																																																																																	
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること	①-1																																																																																																	
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること	①-2																																																																																																	
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと	①-3																																																																																																	
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと	①-4																																																																																																	
	・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと	①-5																																																																																																	
	・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと	①-7																																																																																																	
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下	①-8																																																																																																	
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）	①-9																																																																																																	
	・建築物の西面、東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は表示又は設置しないこと（自己用広告物を除く）	①-10																																																																																																	
	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと	①-11																																																																																																	
	危害防止の基準	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること	①-12																																																																																																
・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること		①-13																																																																																																	
・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと		①-14																																																																																																	
・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと		①-15																																																																																																	
色彩の基準	・次の範囲内の色彩であること	①-16																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">地色</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上10.0R未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上10.0YR未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上10.0Y未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上10.0GY未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上10.0G未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上10.0BG未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上10.0B未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上10.0PB未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上10.0P未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上10.0RP未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">N系（無彩色）</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">文字色等</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上10.0R未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上10.0YR未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上10.0Y未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上10.0GY未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上10.0G未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上10.0BG未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上10.0B未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上10.0PB未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上10.0P未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上10.0RP未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">N系（無彩色）</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				色相	明度	彩度	地色	R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	6.0以下	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	6.0以下	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	4.0以下	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	2.0以下	G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	2.0以下	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	2.0以下	B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	2.0以下	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	2.0以下	P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	2.0以下	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	2.0以下	N系（無彩色）			制限なし	—	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下	YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下	Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下	GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下	G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下	BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下	B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下	PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下	P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下	RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下	N系（無彩色）			制限なし	—
			色相	明度	彩度																																																																																														
	地色		R系	0.0R以上10.0R未満	7.0以下	6.0以下																																																																																													
			YR系	0.0YR以上10.0YR未満	7.0以下	6.0以下																																																																																													
			Y系	0.0Y以上10.0Y未満	7.0以下	4.0以下																																																																																													
			GY系	0.0GY以上10.0GY未満	7.0以下	2.0以下																																																																																													
			G系	0.0G以上10.0G未満	7.0以下	2.0以下																																																																																													
			BG系	0.0BG以上10.0BG未満	7.0以下	2.0以下																																																																																													
			B系	0.0B以上10.0B未満	7.0以下	2.0以下																																																																																													
			PB系	0.0PB以上10.0PB未満	7.0以下	2.0以下																																																																																													
			P系	0.0P以上10.0P未満	7.0以下	2.0以下																																																																																													
			RP系	0.0RP以上10.0RP未満	7.0以下	2.0以下																																																																																													
			N系（無彩色）			制限なし	—																																																																																												
	文字色等		R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	12.0以下																																																																																													
			YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	12.0以下																																																																																													
			Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下																																																																																													
			GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	8.0以下																																																																																													
			G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	8.0以下																																																																																													
			BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	8.0以下																																																																																													
			B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	8.0以下																																																																																													
			PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	8.0以下																																																																																													
			P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	8.0以下																																																																																													
			RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	10.0以下																																																																																													
			N系（無彩色）			制限なし	—																																																																																												
	・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる		①-17																																																																																																
(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下																																																																																																			
(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下																																																																																																			
(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする	①-18																																																																																																		
地色		色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下																																																																																																	
		色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下																																																																																																	
		色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下																																																																																																	
文字色等		色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下																																																																																																	
	色相：Y, RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下																																																																																																		
	色相：GY, G, BG, B, PB, P 明度：制限なし 彩度：10.0以下																																																																																																		
・配色調和に配慮すること	①-18																																																																																																		
・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができるただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること	①-19																																																																																																		

② 種類別基準

第1種特別許可地域

種類及び項目		基準	解説 No.	
屋上広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-1-ア	
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下	②-2-ア	
		・壁面広告物ごとの表示面積は、10㎡以下		
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	②-2-イ	
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	②-2-ウ	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと	②-2-エ	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの	②-2-オ	
・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること		89 ページ		
・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90 ページ			
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②-3-ア	
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/3以下	②-3-イ	
		・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、10㎡以下		
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下	②-3-ウ	
その他	・古い土塀には掲げないこと	②-3-エ		
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下	②-4-イ
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下	②-4-ウ
			・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下	
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	②-4-オ
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下	②-4-カ
	・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下			
	自立し、移動可 能な広告板	・自己用広告物に限る	②-4-キ	
		・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下		
		・表示場所は、背もたれ部分のみであること		
	公共用ベンチ 広告板	・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下	②-4-ク	
・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下				
・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0				
共通	面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること（整形・均等配置されたものに限る） ただし、1の敷地に1基の設置は認める	②-4-ケ	
		その他	②-4-サ	
	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの			
	・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内）に、自己外広告物を表示又は設置してはならない	②-4-シ		
	・板面は単純な形状であること	②-4-ス		
・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ			
・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90 ページ			

種類及び項目		基準		解説 No.
電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上	②-5-イ
		面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
		その他	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと	
	巻付け広 告	高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上	②-5-ウ
		面積・規模等	・縦は1.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
		その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと	
アーチ広告物	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	②-6-イ	
	その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること	②-6-ウ	
		・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること		
気球広告物	高さ	・地上からの高さは、45m以下	②-7-イ	
	面積・規模等	・気球は、直径3m以下		
		・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下		
	その他	・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと	②-7-ウ	
		・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと		
		・表示面にネットを用いてあること		
広告幕	共通	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに10㎡以下	②-8-ア
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること	②-8-イ
	のぼり	面積・規模等	・のぼりの全高は、2m以下	
		その他	・のぼり相互の間隔は、5m以上	②-8-エ
		立看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下
・脚部の長さは、0.5m以下				
はり り 紙 札	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下	②-10
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

● 第2種特別許可地域

① 一般基準

第2種特別許可地域

項目	基準	解説 No.																																																																																														
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること	①-1																																																																																														
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること	①-2																																																																																														
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと	①-3																																																																																														
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと	①-4																																																																																														
	・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと	①-5																																																																																														
	・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと	①-7																																																																																														
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下	①-8																																																																																														
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）	①-9																																																																																														
	・建築物の西面、東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は表示又は設置しないこと（自己用広告物を除く）	①-10																																																																																														
	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと	①-11																																																																																														
	危害防止の基準	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること	①-12																																																																																													
・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること		①-13																																																																																														
・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと		①-14																																																																																														
・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと		①-15																																																																																														
色彩の基準	・次の範囲内の色彩であること	①-16																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">地色</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上 10.0R未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上 10.0YR未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上 10.0Y未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上 10.0GY未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上 10.0G未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上 10.0BG未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上 10.0B未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上 10.0PB未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上 10.0P未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上 10.0RP未満</td> <td>7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系（無彩色）</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">文字色等</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上 10.0R未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上 10.0YR未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上 10.0Y未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上 10.0GY未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上 10.0G未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上 10.0BG未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上 10.0B未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上 10.0PB未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上 10.0P未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上 10.0RP未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系（無彩色）</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	地色	R系	0.0R以上 10.0R未満	7.0以下	6.0以下	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	7.0以下	6.0以下	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	7.0以下	4.0以下	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	7.0以下	2.0以下	G系	0.0G以上 10.0G未満	7.0以下	2.0以下	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	7.0以下	2.0以下	B系	0.0B以上 10.0B未満	7.0以下	2.0以下	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	7.0以下	2.0以下	P系	0.0P以上 10.0P未満	7.0以下	2.0以下	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	7.0以下	2.0以下	N系（無彩色）		制限なし	—	文字色等	R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	12.0以下	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	12.0以下	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	8.0以下	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	8.0以下	G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし	8.0以下	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	8.0以下	B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし	8.0以下	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下	P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	10.0以下	N系（無彩色）		制限なし	—
			色相	明度	彩度																																																																																											
	地色		R系	0.0R以上 10.0R未満	7.0以下	6.0以下																																																																																										
			YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	7.0以下	6.0以下																																																																																										
			Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	7.0以下	4.0以下																																																																																										
			GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	7.0以下	2.0以下																																																																																										
			G系	0.0G以上 10.0G未満	7.0以下	2.0以下																																																																																										
			BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	7.0以下	2.0以下																																																																																										
			B系	0.0B以上 10.0B未満	7.0以下	2.0以下																																																																																										
			PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	7.0以下	2.0以下																																																																																										
			P系	0.0P以上 10.0P未満	7.0以下	2.0以下																																																																																										
			RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	7.0以下	2.0以下																																																																																										
			N系（無彩色）		制限なし	—																																																																																										
	文字色等		R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	12.0以下																																																																																										
			YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	12.0以下																																																																																										
			Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
RP系		0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	10.0以下																																																																																												
N系（無彩色）			制限なし	—																																																																																												
・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる		①-17																																																																																														
(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下 (2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 (3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地色 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下 色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下 文字色等 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下 色相：Y, RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：GY, G, BG, B, PB, P 明度：制限なし 彩度：10.0以下																																																																																																
・配色調和に配慮すること	①-18																																																																																															
・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができるただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること	①-19																																																																																															

② 種類別基準

第2種特別許可地域

種類及び項目		基準	解説 No.	
屋上広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-1-ア	
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下	②-2-ア	
		・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	②-2-イ	
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	②-2-ウ	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと	②-2-エ	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの	②-2-オ	
・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること		89 ページ		
・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90 ページ			
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②-3-ア	
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/3以下	②-3-イ	
		・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下	②-3-ウ	
その他	・古い土塀には掲げないこと	②-3-エ		
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下	②-4-イ
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下	②-4-ウ
	・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下			
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	②-4-オ
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下	②-4-カ
	・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下			
	自立し、移動可 能な広告板	・自己用広告物に限る	②-4-キ	
		・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下		
		・表示場所は、背もたれ部分のみであること		
	公共用ベンチ 広告板	・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下	②-4-ク	
・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下				
・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0				
共通	面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること（整形・均等配置されたものに限る） ただし、1の敷地に1基の設置は認める	②-4-ケ	
		その他	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの	②-4-サ
	・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内）に、自己外広告物を表示又は設置してはならない		②-4-シ	
	・板面は単純な形状であること		②-4-ス	
	・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ		
・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90 ページ			

種類及び項目		基準		解説 No.
電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上	②-5-イ
		面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
	巻付け 広告	高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上	②-5-ウ
		面積・規模等	・縦は1.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
アーチ 広告物	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	②-6-イ	
	その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること	②-6-ウ	
気球 広告物	高さ	・地上からの高さは、45m以下	②-7-イ	
	面積・規模等	・気球は、直径3m以下		
		・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下		
	その他	・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと		②-7-ウ
・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと				
・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること				
広告 幕	共通	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに10㎡以下	②-8-ア
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	②-8-イ
	のぼり	面積・規模等	・のぼりの全高は、2m以下	②-8-ウ
		その他	・のぼり相互の間隔は、5m以上	②-8-エ
立看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下	②-9	
はり り 紙 札	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下	②-10
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

● 第3種特別許可地域

① 一般基準

第3種特別許可地域

項目	基準	解説 No.																																																																																														
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること	①-1																																																																																														
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること	①-2																																																																																														
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと	①-3																																																																																														
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと	①-4																																																																																														
	・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと	①-5																																																																																														
	・道路境界線を超えて表示又は設置しないこと	①-7																																																																																														
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下	①-8																																																																																														
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）	①-9																																																																																														
	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと	①-11																																																																																														
	危害防止の基準	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること	①-12																																																																																													
		・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること	①-13																																																																																													
・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと		①-14																																																																																														
・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと		①-15																																																																																														
色彩の基準	・次の範囲内の色彩であること	①-16																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">地色</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上 10.0R未満</td> <td>7.0以下</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上 10.0YR未満</td> <td>7.0以下</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上 10.0Y未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上 10.0GY未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上 10.0G未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上 10.0BG未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上 10.0B未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上 10.0PB未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上 10.0P未満</td> <td>7.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上 10.0RP未満</td> <td>7.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>N系（無彩色）</td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">文字色等</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上 10.0R未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上 10.0YR未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上 10.0Y未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上 10.0GY未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上 10.0G未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上 10.0BG未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上 10.0B未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上 10.0PB未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上 10.0P未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上 10.0RP未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>N系（無彩色）</td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	地色	R系	0.0R以上 10.0R未満	7.0以下	8.0以下	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	7.0以下	8.0以下	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	7.0以下	6.0以下	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	7.0以下	4.0以下	G系	0.0G以上 10.0G未満	7.0以下	4.0以下	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	7.0以下	4.0以下	B系	0.0B以上 10.0B未満	7.0以下	4.0以下	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	7.0以下	4.0以下	P系	0.0P以上 10.0P未満	7.0以下	4.0以下	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	7.0以下	6.0以下		N系（無彩色）	制限なし	—	文字色等	R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	12.0以下	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	12.0以下	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	8.0以下	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	8.0以下	G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし	8.0以下	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	8.0以下	B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし	8.0以下	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下	P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	10.0以下		N系（無彩色）	制限なし	—
			色相	明度	彩度																																																																																											
	地色		R系	0.0R以上 10.0R未満	7.0以下	8.0以下																																																																																										
			YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	7.0以下	8.0以下																																																																																										
			Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	7.0以下	6.0以下																																																																																										
			GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	7.0以下	4.0以下																																																																																										
			G系	0.0G以上 10.0G未満	7.0以下	4.0以下																																																																																										
			BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	7.0以下	4.0以下																																																																																										
			B系	0.0B以上 10.0B未満	7.0以下	4.0以下																																																																																										
			PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	7.0以下	4.0以下																																																																																										
			P系	0.0P以上 10.0P未満	7.0以下	4.0以下																																																																																										
			RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	7.0以下	6.0以下																																																																																										
			N系（無彩色）	制限なし	—																																																																																											
	文字色等		R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	12.0以下																																																																																										
			YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	12.0以下																																																																																										
			Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
RP系		0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	10.0以下																																																																																												
	N系（無彩色）	制限なし	—																																																																																													
・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる	①-17																																																																																															
(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20%以下																																																																																																
(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下																																																																																																
(3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする																																																																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>地色</td> <td>色相：R, YR</td> <td>明度：制限なし</td> <td>彩度：12.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP</td> <td>明度：制限なし</td> <td>彩度：10.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>色相：BG</td> <td>明度：制限なし</td> <td>彩度：9.0以下</td> </tr> <tr> <td>文字色等</td> <td>色相：R, YR</td> <td>明度：制限なし</td> <td>彩度：14.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>色相：Y, RP</td> <td>明度：制限なし</td> <td>彩度：12.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>色相：GY, G, BG, B, PB, P</td> <td>明度：制限なし</td> <td>彩度：10.0以下</td> </tr> </tbody> </table>		地色	色相：R, YR	明度：制限なし	彩度：12.0以下		色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP	明度：制限なし	彩度：10.0以下		色相：BG	明度：制限なし	彩度：9.0以下	文字色等	色相：R, YR	明度：制限なし	彩度：14.0以下		色相：Y, RP	明度：制限なし	彩度：12.0以下		色相：GY, G, BG, B, PB, P	明度：制限なし	彩度：10.0以下																																																																							
地色	色相：R, YR	明度：制限なし	彩度：12.0以下																																																																																													
	色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP	明度：制限なし	彩度：10.0以下																																																																																													
	色相：BG	明度：制限なし	彩度：9.0以下																																																																																													
文字色等	色相：R, YR	明度：制限なし	彩度：14.0以下																																																																																													
	色相：Y, RP	明度：制限なし	彩度：12.0以下																																																																																													
	色相：GY, G, BG, B, PB, P	明度：制限なし	彩度：10.0以下																																																																																													
・配色調和に配慮すること	①-18																																																																																															
・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができるただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること	①-19																																																																																															

② 種類別基準

第3種特別許可地域

種類及び項目		基準	解説 No.	
屋上広告物	高さ	・建築物の高さの1/3以下、かつ2m以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下	②-1-イ	
	面積・規模等	・建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積 (1) 建築物の高さが12m未満の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、30㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、45㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、60㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、90㎡以下 (2) 建築物の高さが12m以上の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、40㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、60㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、80㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、120㎡以下	②-1-ウ	
	その他	・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと	②-1-エ	
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/3以下	②-2-ア	
		・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	②-2-イ	
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	②-2-ウ	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと	②-2-エ	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの オ 屋上広告物を表示又は設置していないこと	②-2-オ	
・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること		89 ページ		
・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90 ページ			
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②-3-ア	
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/3以下	②-3-イ	
		・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下	②-3-ウ	
その他	・古い土塀には掲げないこと	②-3-エ		
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下	②-4-イ
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下	②-4-ウ
	・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下			
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	②-4-オ
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下	②-4-カ
	・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下			
	自立し、移動可能な 広告板		・自己用広告物に限る	②-4-キ
			・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	
	公共用ベンチ 広告板		・表示場所は、背もたれ部分のみであること	②-4-ク
			・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下	
・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0				

種類及び項目		基準	解説 No.	
広告塔・ 広告板	共通	面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること（整形・均等配置されたものに限る） ただし、1の敷地に1基の設置は認める	②-4-ケ
		その他	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの	②-4-サ
			・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内）に、自己外広告物を表示又は設置してはならない	②-4-シ
			・板面は単純な形状であること	②-4-ス
			・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ
			・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90 ページ
電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上	②-5-イ
		面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
	巻付け 広告	高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上	②-5-ウ
		面積・規模等	・縦は1.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
アーチ 広告物	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	②-6-イ	
	その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること	②-6-ウ	
気球 広告物	高さ	・地上からの高さは、45m以下	②-7-イ	
	面積・規模等	・気球は、直径3m以下 ・気球を係留する綱に架設する広告物等は、縦は15m以下、横は1.5m以下		
	その他	・高さが25mを超える建築物には掲揚しないこと	②-7-ウ	
		・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること		
広告幕	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下（のぼりの面積を除く）	②-8-ア	
	その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	②-8-イ	
立看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下	②-9	
はり 紙札	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下	②-10
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

● 一般地域

① 一般基準

一般地域

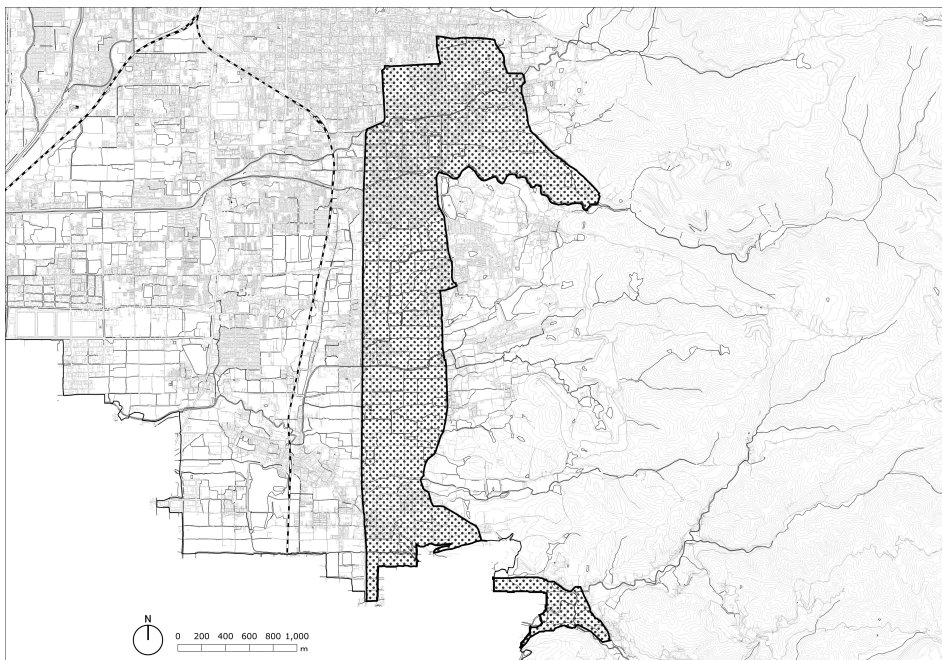
項目	基準	解説 No.																																																																																														
美観上の基準	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること	①-1																																																																																														
	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること	①-2																																																																																														
	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと	①-3																																																																																														
	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと	①-4																																																																																														
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の50%以下	①-8																																																																																														
	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）	①-9																																																																																														
	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと	①-11																																																																																														
危害防止の基準	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること	①-12																																																																																														
	・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること	①-13																																																																																														
	・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと	①-14																																																																																														
	・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと	①-15																																																																																														
色彩の基準	・次の範囲内の色彩であること	①-16																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">地色</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上 10.0R未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上 10.0YR未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上 10.0Y未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上 10.0GY未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上 10.0G未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上 10.0BG未満</td> <td>制限なし</td> <td>7.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上 10.0B未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上 10.0PB未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上 10.0P未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上 10.0RP未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系（無彩色）</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">文字色等</td> <td>R系</td> <td>0.0R以上 10.0R未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系</td> <td>0.0YR以上 10.0YR未満</td> <td>制限なし</td> <td>12.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>0.0Y以上 10.0Y未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>0.0GY以上 10.0GY未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系</td> <td>0.0G以上 10.0G未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>0.0BG以上 10.0BG未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>0.0B以上 10.0B未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>PB系</td> <td>0.0PB以上 10.0PB未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>P系</td> <td>0.0P以上 10.0P未満</td> <td>制限なし</td> <td>8.0以下</td> </tr> <tr> <td>RP系</td> <td>0.0RP以上 10.0RP未満</td> <td>制限なし</td> <td>10.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系（無彩色）</td> <td></td> <td>制限なし</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	地色	R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	10.0以下	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	10.0以下	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	8.0以下	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	8.0以下	G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし	8.0以下	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	7.0以下	B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし	8.0以下	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下	P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	8.0以下	N系（無彩色）		制限なし	—	文字色等	R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	12.0以下	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	12.0以下	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	10.0以下	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	8.0以下	G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし	8.0以下	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	8.0以下	B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし	8.0以下	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下	P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	10.0以下	N系（無彩色）		制限なし	—
			色相	明度	彩度																																																																																											
	地色		R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	10.0以下																																																																																										
			YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	10.0以下																																																																																										
			Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	7.0以下																																																																																										
			B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			N系（無彩色）		制限なし	—																																																																																										
	文字色等		R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	12.0以下																																																																																										
			YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	12.0以下																																																																																										
			Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	10.0以下																																																																																										
			GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
			P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
RP系		0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	10.0以下																																																																																												
N系（無彩色）			制限なし	—																																																																																												
・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる		①-17																																																																																														
(1) 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の30%以下 (2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 (3) 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地色 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下 色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下 文字色等 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下 色相：Y, RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：GY, G, BG, B, PB, P 明度：制限なし 彩度：10.0以下																																																																																																
・配色調和に配慮すること	①-18																																																																																															
・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること	①-19																																																																																															

② 種類別基準

一般地域

種類及び項目		基準	解説 No.
屋上広告物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の区分に応じた基準に適合すること</li> <li>(1) 市長が別に告示で指定する地域又は場所※ 建築物の高さの <math>1/3</math> 以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは 15m 以下</li> <li>(2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で、市長が別に告示で指定する地域又は場所を除く区域 建築物の高さの <math>1/2</math> 以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは、25m (高度地区における最高限度が 25m 未満の地区は、上端までの高さは当該限度) 以下</li> <li>(3) 上記以外の区域                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建築物の高さが 15m 未満の場合 建築物の高さの <math>1/2</math> 以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは 20m (高度地区における最高限度が 20m 未満の地区は、上端までの高さは当該限度) 以下</li> <li>イ 建築物の高さが 15m 以上 25m 以下の場合 建築物の高さの <math>1/2</math> 以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは 36m (高度地区における最高限度が 36m 未満の地区は、上端までの高さは当該限度) 以下</li> <li>ウ 高さが 25m を超える建築物には、表示又は設置しないこと</li> </ul> </li> </ul>	②-1-イ
	面積・規模等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積</li> <li>(1) 建築物の高さが 12m 未満の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建築物の壁面の幅が 20m 未満のときは、30 m<sup>2</sup> 以下</li> <li>イ 建築物の壁面の幅が 20m 以上 50m 未満のときは、45 m<sup>2</sup> 以下</li> <li>ウ 建築物の壁面の幅が 50m 以上 100m 未満のときは、60 m<sup>2</sup> 以下</li> <li>エ 建築物の壁面の幅が 100m 以上のときは、90 m<sup>2</sup> 以下</li> </ul> </li> <li>(2) 建築物の高さが 12m 以上の場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建築物の壁面の幅が 20m 未満のときは、40 m<sup>2</sup> 以下</li> <li>イ 建築物の壁面の幅が 20m 以上 50m 未満のときは、60 m<sup>2</sup> 以下</li> <li>ウ 建築物の壁面の幅が 50m 以上 100m 未満のときは、80 m<sup>2</sup> 以下</li> <li>エ 建築物の壁面の幅が 100m 以上のときは、120 m<sup>2</sup> 以下</li> </ul> </li> </ul>	②-1-ウ
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和風建築物の棟には表示又は設置しないこと</li> </ul>	②-1-エ

※ 市長が別に告示で指定する地域又は場所：下図に示す国道 169 号東側区域のうち、「市街地」(9 ページ参照) の区域



種類及び項目		基準	解説 No.	
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/3以下(突き出し形式を除く)	②-2-ア	
		・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	②-2-イ	
	その他	・道路面に突き出し、道路を占有するものは、次の区分によること (1) 歩道と車道の区分がある道路 路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、2.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下 (2) 歩道のない道路 路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下	②-2-ウ	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと	②-2-エ	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの オ 屋上広告物を表示又は設置していないこと	②-2-オ	
		・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること	89ページ	
・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること		90ページ		
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②-3-ア	
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1/3以下	②-3-イ	
		・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下	②-3-ウ	
その他	・古い土塀には掲げないこと	②-3-エ		
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さ (1) 自己用広告物 木造は10m以下、鉄骨造は15m以下 (2) 自己外広告物 6m以下	②-4-イ
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下	②-4-ウ
	・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20㎡以下 (2) 自己外広告物 10㎡以下			
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	②-4-オ
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下	②-4-カ
	自立し、移動可 能な広告板		・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下	②-4-キ
		・自己用広告物に限る		
	公共用ベンチ 広告板	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	②-4-ク	
		・表示場所は、背もたれ部分のみであること		
		・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0		
共通	面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること(整形・均等配置されたものに限る) ただし、1の敷地に1基の設置は認める	②-4-ケ	
		その他	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの	②-4-サ
	・可変表示式屋外広告物(デジタルサイネージ)は、別に定める基準によること	89ページ		
・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90ページ			

種類及び項目		基準	解説 No.	
電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上	②-5-イ
		面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
		その他	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと	
	巻付け広 告	高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上	②-5-ウ
		面積・規模等	・縦は1.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
		その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと	
アーチ広告物	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	②-6-イ	
	その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること	②-6-ウ	
気球広告物	高さ	・地上からの高さは、45m以下	②-7-イ	
	面積・規模等	・気球は、直径3m以下		
		・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下		
	その他	・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと		②-7-ウ
		・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと		
・表示面にネットを用いてあること				
広告幕	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下（のぼりの面積を除く）	②-8-ア	
	その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること	②-8-イ	
		・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること		
立看板	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下	②-9	
		・脚部の長さは、0.5m以下		
はり り 紙 札	はり札	面積・規模等	②-10	
	はり紙	面積・規模等		
		・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下		
		・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない		

## ～ 許可地域における規制イメージ ～

※規制イメージを示すものであるため、一部の基準を抜粋して示しています。

### 第1種特別許可地域

#### ● 一般基準

##### 【美観上の基準】

- ・道路境界線を越えない
- ・写真の面積割合は30%以下
- ・自己外広告物は建築物の西面・東面はビルの名称等のみ
- ・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可
- ・余白の面積割合は30%以上
- など

##### 【色彩の基準】

- ・色彩基準B（→53ページ参照）
- ・高彩度色：20%以下、2色以下

#### ● 種類別基準

##### 【気球広告物】

- ・高さ：地上から45m以下
- ・縦15m以下、横1.5m以下
- ・気球は直径3m以下
- ・高さ25m超の建築物は禁止

##### 【屋上広告物】

禁止

##### 【壁面広告物（突き出し型）】

禁止

##### 【壁面広告物（直付け型）】

- ・面積：合計が壁面の1/5以下  
広告物ごとに10㎡以下
- ・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下  
（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

##### 【広告塔・広告板】

- ・高さ：広告塔は6m以下  
広告板は5m以下
- ・面積：

		広告物ごと	表示面ごと
広告塔	自己用	60㎡以下	20㎡以下
	自己外	20㎡以下	10㎡以下
広告板	自己用	30㎡以下	—
	自己外	20㎡以下	10㎡以下

- ・自己外広告塔・広告板の合計幅は間口幅の1/3以下、かつ10m以下
- ・板面は単純な形状
- ・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下
- ・自己外広告物は、信号機のある交差点5m以内は禁止

##### 【立看板】

- ・縦1.8m以下、横0.9m以下
- ・脚部の長さ0.5m以下

##### 【広告幕】

- ・横断幕は繁華街のみ
- ・面積：1テナントあたり合計10㎡以下
- ・のぼりは全高2m以下、のぼり間距離5m以上

##### 【はり札・はり紙】

- ・面積：広告物ごとに  
はり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

##### 【塀及び垣広告物】

- ・高さ：塀及び垣の上端を超えない
- ・面積：合計が塀及び垣面の1/3以下  
広告物ごとに10㎡以下
- ・数量：同一塀及び垣面に  
1テナントあたり3以下  
（自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面に合計3以下）

### 第2種特別許可地域

#### ● 一般基準

##### 【美観上の基準】

- ・道路境界線を越えない
- ・写真の面積割合は30%以下
- ・自己外広告物は建築物の西面・東面はビルの名称等のみ
- ・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可
- ・余白の面積割合は30%以上
- など

##### 【色彩の基準】

- ・色彩基準B（→53ページ参照）
- ・高彩度色：20%以下、2色以下

#### ● 種類別基準

##### 【気球広告物】

- ・高さ：地上から45m以下
- ・縦15m以下、横1.5m以下
- ・気球は直径3m以下
- ・高さ25m超の建築物は禁止

##### 【屋上広告物】

禁止

##### 【壁面広告物（突き出し型）】

禁止

##### 【壁面広告物（直付け型）】

- ・面積：合計が壁面の1/5以下  
広告物ごとに20㎡以下
- ・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下  
（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

##### 【広告塔・広告板】

- ・高さ：広告塔は6m以下  
広告板は5m以下
- ・面積：

		広告物ごと	表示面ごと
広告塔	自己用	60㎡以下	20㎡以下
	自己外	20㎡以下	10㎡以下
広告板	自己用	30㎡以下	—
	自己外	20㎡以下	10㎡以下

- ・自己外広告塔・広告板の合計幅は間口幅の1/3以下、かつ10m以下
- ・板面は単純な形状
- ・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下
- ・自己外広告物は、信号機のある交差点5m以内は禁止

##### 【立看板】

- ・縦1.8m以下、横0.9m以下
- ・脚部の長さ0.5m以下

##### 【広告幕】

- ・横断幕は繁華街のみ
- ・面積：1テナントあたり合計10㎡以下
- ・のぼりは全高2m以下、のぼり間距離5m以上

##### 【はり札・はり紙】

- ・面積：広告物ごとに  
はり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

##### 【塀及び垣広告物】

- ・高さ：塀及び垣の上端を超えない
- ・面積：合計が塀及び垣面の1/3以下  
広告物ごとに10㎡以下
- ・数量：同一塀及び垣面に  
1テナントあたり3以下  
（自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面に合計3以下）

※規制イメージを示すものであるため、一部の基準を抜粋して示しています。

## 第3種特別許可地域

### ● 一般基準 【美観上の基準】

- ・道路境界線を越えない
- ・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可など
- ・写真の面積割合は30%以下
- ・余白の面積割合は30%以上

### 【色彩の基準】

- ・色彩基準C（→53ページ参照）
- ・高彩度色：20%以下、2色以下

### ● 種類別基準 【気球広告物】

- ・高さ：地上から45m以下
- ・縦15m以下、横1.5m以下
- ・気球は直径3m以下
- ・高さ25m超の建築物は禁止

### 【屋上広告物】

- ・高さ：建築物の高さの1/3以下2m以下
- ・地上から上端の高さ15m以下
- ・面積：建築物の高さ・幅に応じて30㎡～120㎡以下で設定
- ・和風建築物の棟は禁止
- ・ペンキ等での直接の表示は禁止

### 【壁面広告物（突き出し型）】

禁止

### 【壁面広告物（直付け型）】

- ・面積：合計が壁面の1/3以下
- ・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

### 【広告塔・広告板】

- ・高さ：広告塔は6m以下
- ・面積：広告板は5m以下

	広告物ごと	表示面ごと
広告塔 自己用	60㎡以下	20㎡以下
広告塔 自己外	20㎡以下	10㎡以下
広告板 自己用	30㎡以下	—
広告板 自己外	20㎡以下	10㎡以下

- ・自己外広告塔・広告板の合計幅は間口幅の1/3以下、かつ10m以下
- ・板面は単純な形状
- ・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下
- ・自己外広告物は、信号機のある交差点5m以内は禁止

### 【立看板】

- ・縦1.8m以下、横0.9m以下
- ・脚部の長さ0.5m以下

### 【広告幕】

- ・横断幕は繁華街のみ
- ・面積：1テナントあたり合計12㎡以下（のぼりを除く）
- ・のぼりの大きさ・数量等：制限なし

### 【はり札・はり紙】

- ・面積：広告物ごとに
- ・はり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

### 【塀及び垣広告物】

- ・高さ：塀及び垣の上端を超えない
- ・面積：合計が塀及び垣面の1/3以下
- ・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面に合計3以下）

## 一般地域

### ● 一般基準 【美観上の基準】

- ・写真の面積割合は50%以下
- ・余白の面積割合は30%以上 など

### 【色彩の基準】

- ・色彩基準D（→53ページ参照）
- ・高彩度色：30%以下、2色以下

### ● 種類別基準 【気球広告物】

- ・高さ：地上から45m以下
- ・縦15m以下、横1.5m以下
- ・気球は直径3m以下
- ・高さ25m超の建築物は禁止

### 【屋上広告物】

- ・高さ：用途地域等に応じて設定
- ・面積：建築物の高さ・幅に応じて30㎡～120㎡以下で設定
- ・和風建築物の棟は禁止
- ・ペンキ等での直接の表示は禁止

### 【壁面広告物（突き出し型）】

- ・歩道のある道路
- ・下端までの高さ：2.5m以上
- ・突き出し幅：1m以下
- ・歩道のない道路
- ・下端までの高さ：4.5m以上
- ・突き出し幅：1m以下

### 【壁面広告物（直付け型）】

- ・面積：合計が壁面の1/3以下（突き出し型を除く）
- ・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

### 【広告塔・広告板】

- ・高さ：広告塔は自己用木造10m以下
- ・鉄骨造15m以下
- ・自己外6m以下
- ・面積：広告板は5m以下

	広告物ごと	表示面ごと
広告塔 自己用	60㎡以下	20㎡以下
広告塔 自己外	20㎡以下	10㎡以下
広告板 自己用	30㎡以下	—
広告板 自己外	20㎡以下	10㎡以下

- ・自己外広告塔・広告板の合計幅は間口幅の1/3以下、かつ10m以下
- ・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下

### 【立看板】

- ・縦1.8m以下、横0.9m以下
- ・脚部の長さ0.5m以下

### 【広告幕】

- ・横断幕は繁華街のみ
- ・面積：1テナントあたり合計12㎡以下（のぼりを除く）
- ・のぼりの大きさ・数量等：制限なし

### 【はり札・はり紙】

- ・面積：広告物ごとに
- ・はり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

### 【塀及び垣広告物】

- ・高さ：塀及び垣の上端を超えない
- ・面積：合計が塀及び垣面の1/3以下
- ・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面に合計3以下）

## 3-2 許可基準の解説

ここでは、許可基準の各項目について解説します。

それぞれの基準の右側には、対象となる地域を次の略号で示しています。

地域		略号
禁止地域	第1種禁止地域	1種
	第2種禁止地域	2種
	第3種禁止地域	3種
	第4種禁止地域	4種
許可地域	第1種特別許可地域	1特
	第2種特別許可地域	2特
	第3種特別許可地域	3特
	一般地域	一般

### (1) 一般基準

#### ● 美観上の基準

①-1	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

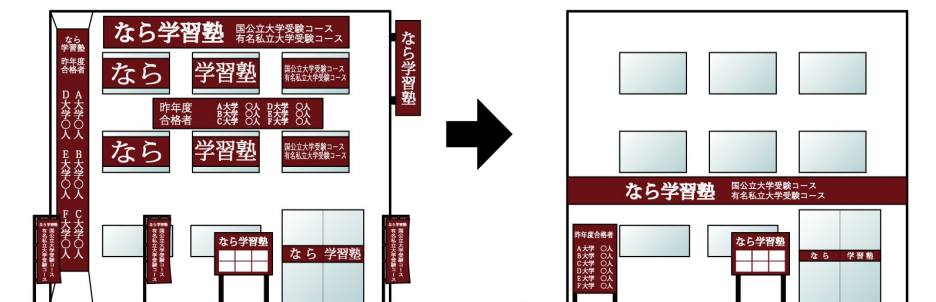
- 和風の建築物には木製や暖簾を使用したり、字体を工夫したりするなど、周囲の雰囲気になじむ形態、意匠、色彩としてください。

#### 【事例】



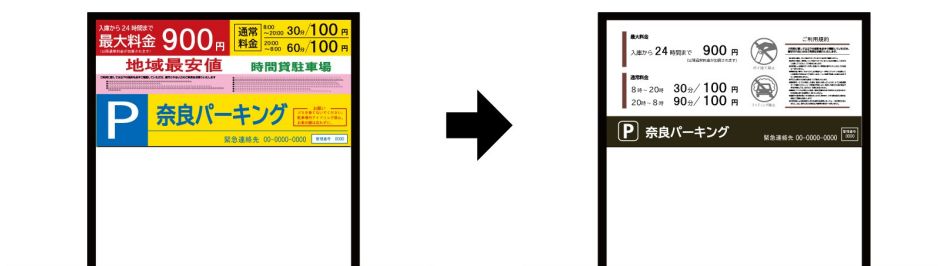
町家に馴染み、歴史と伝統を感じられる木製の屋外広告物（上三条町）

- 引き算のデザイン（同じ情報の反復は避ける、情報を整理してメリハリのある表示内容とするなど）と、形態、意匠、色彩の統一により、周辺景観のなかでの突出感を抑え、すっきりした印象でわかりやすい屋外広告物にしてください。



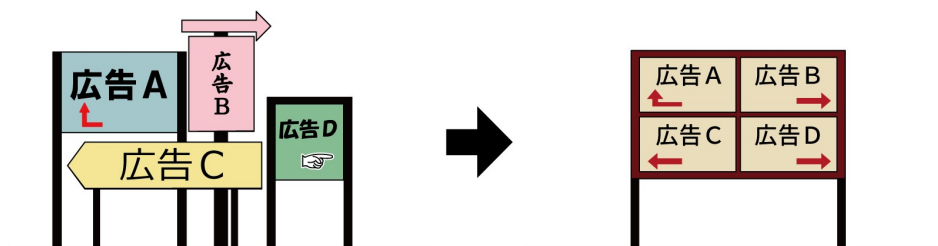
様々な種類の屋外広告物に、同じ情報を反復して表示し、情報が氾濫するとともに景観を阻害する要因となる

情報を整理して同じ情報の反復を避けることで、景観の秩序を保つ



情報や色彩が溢れて、景観を阻害するとともに、利用者にとっても分かりにくいものとなっている

伝えたい情報をできるだけ整理して単純化し、分かりやすい情報提供を行う

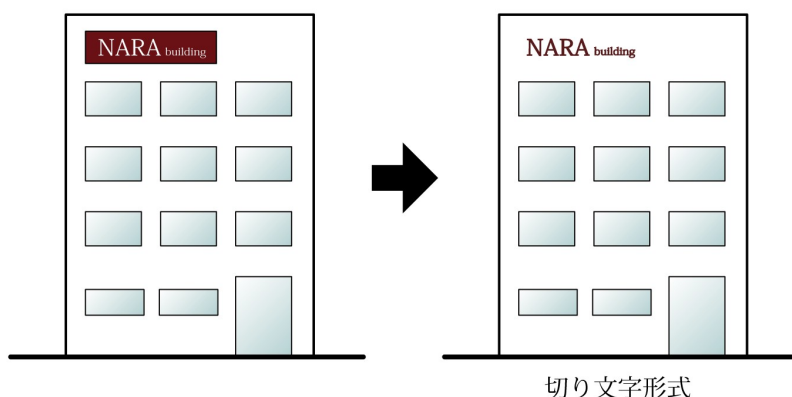


統一感がなく、周辺景観から突出し、情報も分かりにくい

集合化による形態、意匠、色彩の統一

①-2	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 切り文字形式とは、表示面板がなく、文字のみで構成された広告物をさします。チャンネル文字、箱文字とも呼ばれます。
- 板形式の壁面広告物とする場合
  - ・ 禁止地域及び特別許可地域の中・高層部においては、外壁面と同系色若しくは同系色に近い色であれば可能とします。
  - ・ 禁止地域及び特別許可地域の低層部（一階相当の高さ）及び一般地域においては、著しく不調和でなければ可能とします。

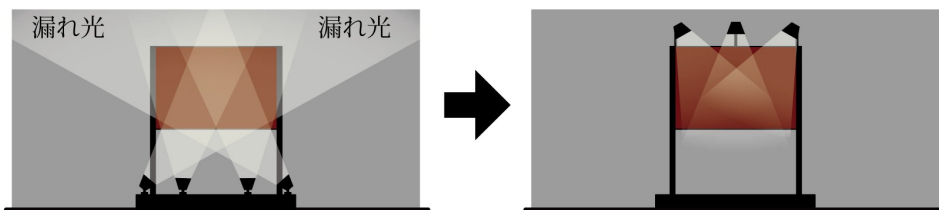


①-3	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 屋外広告物に照明設備を設置する場合は、

- ・漏れ光を抑えるよう配慮して屋外広告物以外に照明を当てない
- ・輝度（発光面の輝き）や照度（照射面の明るさ）などを抑えて過剰な明るさとならないようにする
- ・開店時間外は照明を控える

などにより、周辺環境や夜間景観の形成に配慮してください。



過剰な明るさの上向きの照明が漏れ光を生じさせて、周辺環境を阻害する

明るさを抑え、屋外広告物以外に照明を当てない

※ 漏れ光：照明機器から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射されるもの。人の活動や夜空の明るさ、生態系などへの悪影響を及ぼします。

①-4	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

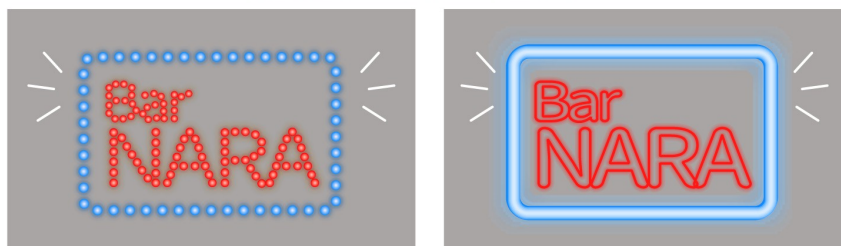
□ 「イルミネーション」、「ネオンサイン」、「サーチライト」は、それぞれ次のように定義します。

- ・イルミネーション：たくさんの電灯又はガス灯などを用いて表示するもの
- ・ネオンサイン：希ガス類元素（元素記号Ne）を放電管に封じ、電流を通して輝かせるもの
- ・サーチライト：夜間に遠方まで照らし出すようにした照明装置

□ ストロボ発光型のは、公衆に対する危害防止の観点から、道路の上空を占有する形での設置は認められていません。

□ イルミネーション、ネオンサインなどの点滅（移動）速度は、1秒間に1点滅（移動）以下にしてください。

点滅速度は1秒間に1点滅以下

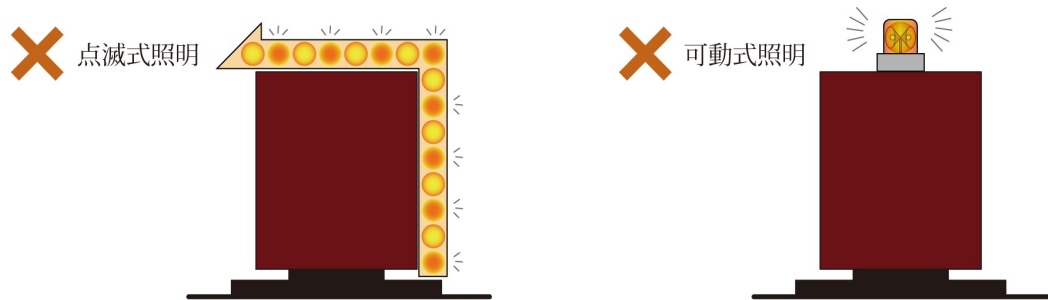


□ 刺激的で強い光を放つなど景観に支障をきたすため、サーチライトは市内全域で禁止しています。



①-5	・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 点滅式照明や可動式照明（回転灯等、照射する光が動くもの）は、刺激的で強い光を放つなどにより、良好な景観を阻害するおそれがあるため、一般地域を除く区域では屋外広告物への使用を禁止しています。



①-6	・特定商品名のみを表示するものでないこと 特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1/3以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

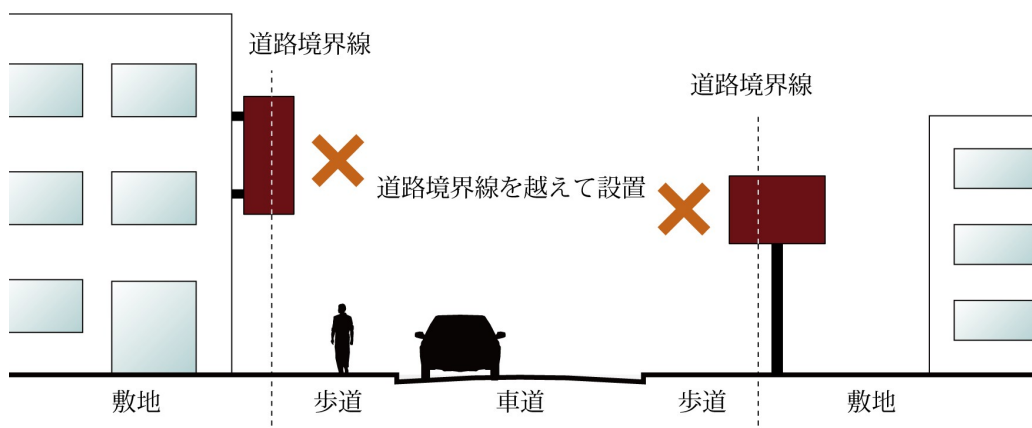
- 「特定商品名」とは、〇〇コーラ、〇〇ガム等、特定の商品を表す名称をさします。商品を紹介する文言や写真などとともに表示する場合であっても、その他の広告内容を含まない場合は「特定商品名のみ」とみなします。

自己の取り扱う商品であっても、特定商品名のみを表示する屋外広告物は自己外広告物とみなし、禁止地域では表示・設置を禁止しています。

①-7	・道路境界線を越えて表示・設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 突き出し形式の壁面広告物や広告塔・広告板などは、沿道景観の阻害要因となるため、道路境界線を越えて道路上空に突出することを禁止します。

※ 一般地域において、道路境界線を越えて表示・設置する場合は、道路占用許可などの手続きが必要となります。

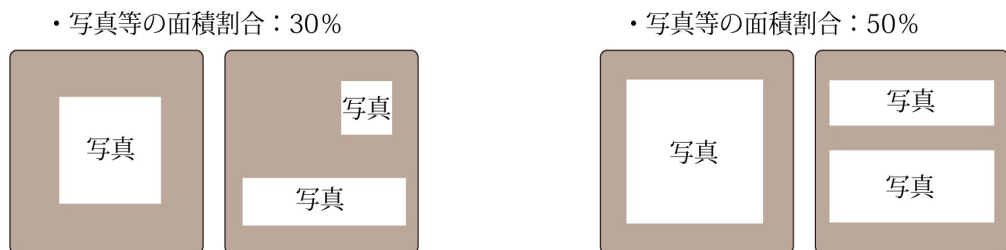


①-8	・写真等は使用しないこと	1種	2種	3種	4種
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下	1種	2種	3種	4種
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の50%以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
		1特	2特	3特	一般
		1特	2特	3特	一般

- 写真等とは、写真や細かなイラストなどをさします。
- 写真等は、建築物のデザインや景観への影響が大きいため、第1種禁止地域では使用を禁止しています。また、その他の地域においても、できるだけ広告物への使用は避けてください。やむを得ず、写真等を表示する場合は、地域ごとの表示する面積割合の基準を守るとともに、周囲の町並み景観との調和に配慮してください。
- 立看板、はり札、はり紙については、適用しません。

【禁止地域のうち、  
第2種・第3種・第4種禁止地域】  
【許可地域のうち、  
第1種・第2種・第3種特別許可地域】

【一般地域】

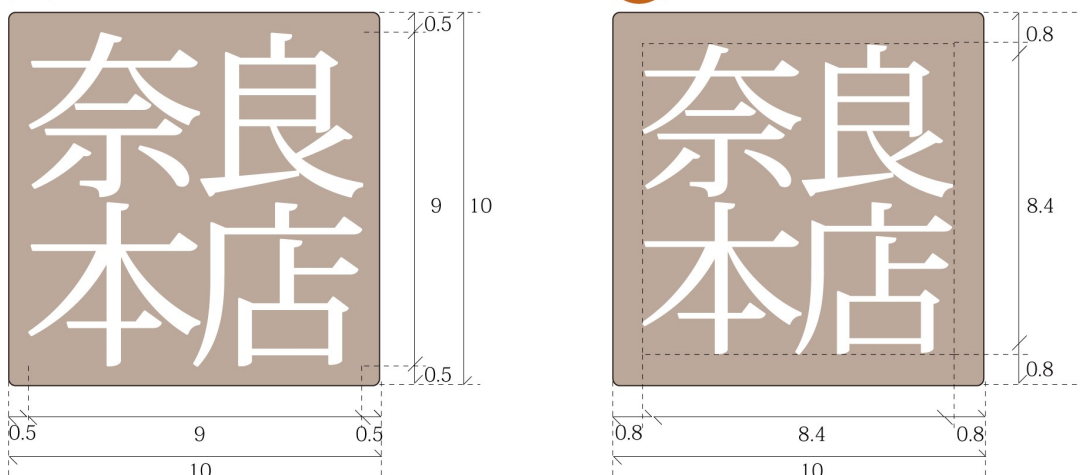


※複数の写真を使用する場合は、合計面積が制限割合以下である必要があります。

①-9	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上 (のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く)	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

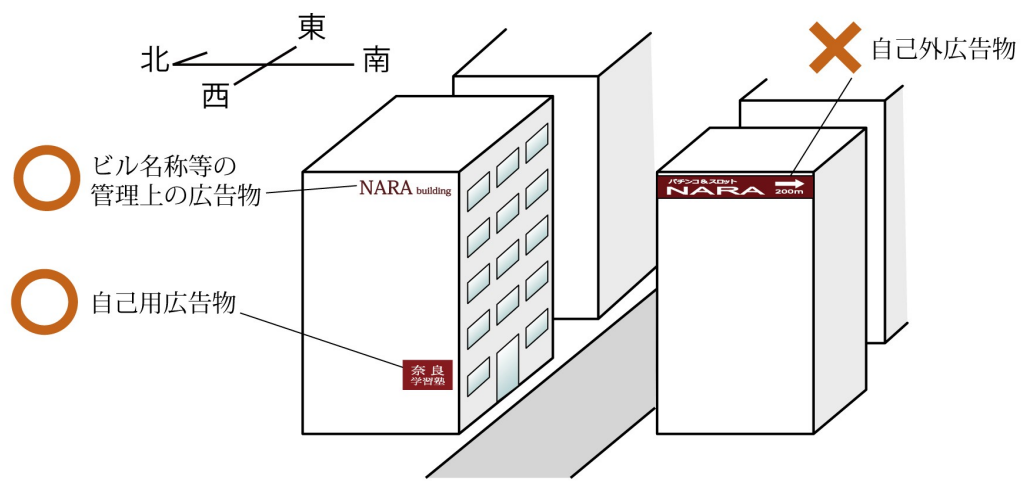
- 「余白」とは、屋外広告物の表示面における文字やロゴマーク等を表示しない部分をさします。余白の面積は、表示面全体の面積の30%以上とすることを基準としています。  
ただし、余白を確保することが困難な広告物(のぼり、立看板、はり札、はり紙等)には適用しません。

✕ ・余白の面積割合：約20%      ○ ・余白の面積割合：約30%



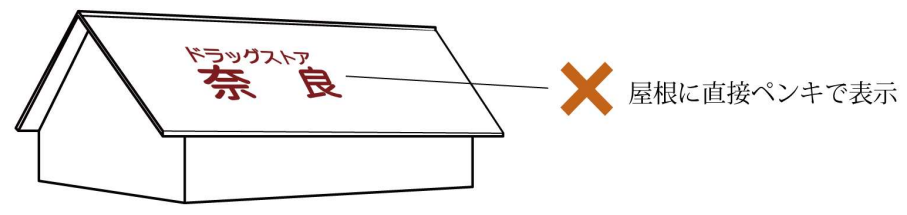
①-10	・建築物の西面、東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は表示又は設置しない（自己用広告物を除く）	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 奈良盆地の東側に位置する若草山・春日山等の山並みに向かってのびる大宮通り（近鉄奈良駅前を含む）、三条通りの景観、また、東西に出口を配するJR奈良駅前の景観は、奈良への導入路・玄関口として特に重要な景観であることから、良好な広告景観の形成を図るために、建築物の西面・東面への自己外広告物の表示・設置を禁止しています。



①-11	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 屋根面に対して、直接ペンキなどの塗料やシール貼りなどで広告内容を表示することは、禁止しています。



## ● 危害防止の基準

①-12	・容易に腐朽し、又は破損しない構造であること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 当該屋外広告物に使用する材料及び構造の耐久性を設計図（構造図）により判断します。  
この場合の安全性のレベルは、直ちに公衆に危害を及ぼすことがないことを確認できる程度のものとします。

①-13	・設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 当該屋外広告物の設置の方法、又は建築物等へ取り付ける場合は、取付の方法が安全かどうかを構造図、取付断面図等で確認します。  
この場合の安全性のレベルは、直ちに公衆に危害がおよぶことがないことを確認できる程度のものとします。

①-14	・信号機又は道路標識の効用を妨げないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 広告物が民地に設置されていても、それが存することによって信号機や道路標識が見えにくくなり、道路交通上支障を及ぼす恐れがある場合は、一定の配慮（後退させるなど）が必要です。  
道路交通上支障を及ぼす恐れがあると思われるものについては、当該道路の管理者、管轄の警察署と協議の上判断するものとします。

①-15	・一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 「一般交通の用に供する道路上」とは、国または地方公共団体が管理している道路（公道）上を指し、当該道路上には設置してはならないということです（ただし、道路上の電柱、街灯柱に添加する屋外広告物は除きます）。  
なお、道路上及び道路の上空を占用する場合であって、当該道路管理者が占用許可したときは、支障がないものとします。

● 色彩の基準

①-16		・ 次の範囲内の色彩であること								
地域		1種		1特 2特		2種 3種 4種 3特		一般		
基準区分		色彩基準A		色彩基準B		色彩基準C		色彩基準D		
色相		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	
地色	R系	0.0R以上 5.0R未満	×	×	7.0以下	6.0以下	7.0以下	8.0以下	制限なし	10.0以下
		5.0R以上 10.0R未満	7.0以下 5.0超	1.0以下						
	YR系	0.0YR以上 5.0YR未満	7.0以下 5.0超	2.0以下	7.0以下	6.0以下	7.0以下	8.0以下	制限なし	10.0以下
		5.0YR以上 10.0YR未満	5.0以下 2.0以上	4.0以下						
	Y系	0.0Y以上 5.0Y未満	7.0以下 5.0超	2.0以下	7.0以下	4.0以下	7.0以下	6.0以下	制限なし	8.0以下
		5.0Y以上 10.0Y未満	×	×						
	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	×	×	7.0以下	2.0以下	7.0以下	4.0以下	制限なし	8.0以下
	G系	0.0G以上 10.0G未満	×	×	7.0以下	2.0以下	7.0以下	4.0以下	制限なし	8.0以下
	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	×	×	7.0以下	2.0以下	7.0以下	4.0以下	制限なし	7.0以下
	B系	0.0B以上 10.0B未満	×	×	7.0以下	2.0以下	7.0以下	4.0以下	制限なし	8.0以下
	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	×	×	7.0以下	2.0以下	7.0以下	4.0以下	制限なし	8.0以下
	P系	0.0P以上 10.0P未満	×	×	7.0以下	2.0以下	7.0以下	4.0以下	制限なし	8.0以下
	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	×	×	7.0以下	2.0以下	7.0以下	6.0以下	制限なし	8.0以下
N系（無彩色）		2.0以上 7.0以下	—	制限なし	—	制限なし	—	制限なし	—	
文字色等	R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	10.0以下	制限なし	12.0以下	制限なし	12.0以下	制限なし	12.0以下
	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	10.0以下	制限なし	12.0以下	制限なし	12.0以下	制限なし	12.0以下
	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	10.0以下
	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	6.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下
	G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし	6.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下
	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	6.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下
	B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし	6.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下
	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	6.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下
	P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	6.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下	制限なし	8.0以下
	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	8.0以下	制限なし	10.0以下	制限なし	10.0以下	制限なし	10.0以下
N系（無彩色）		制限なし	—	制限なし	—	制限なし	—	制限なし	—	

- 立看板、はり札、はり紙については、色彩基準を適用しません。
- 注意喚起など安全上必要な表示については、色彩基準を適用しません。

屋外広告物等の色彩基準

色彩基準A

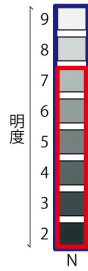
第1種禁止地域

色地

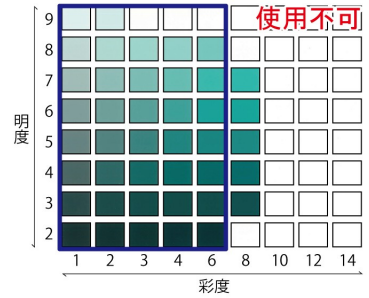
文字色等

※高彩度色は  
使用不可

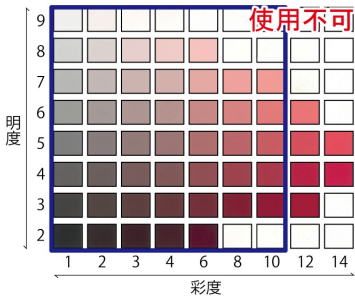
N(無彩色)



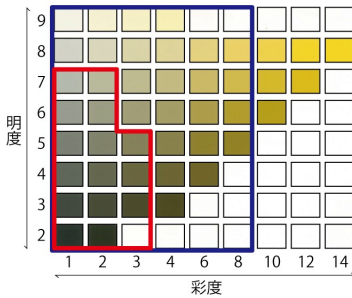
BG(青緑系)【0.0BG~9.9BG】  
色母本 5.0BG



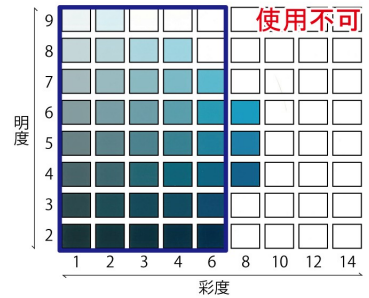
R(赤系)【0.0R~4.9R】  
色母本 2.5R



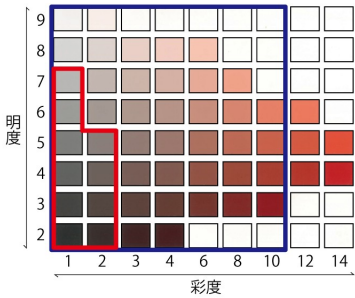
Y(黄系)【0.0Y~4.9Y】  
色母本 2.5Y



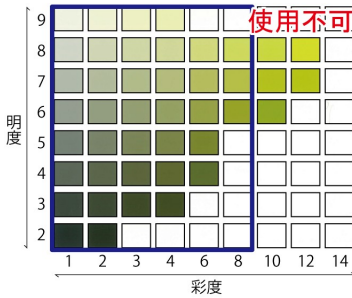
B(青系)【0.0B~9.9B】  
色母本 5.0B



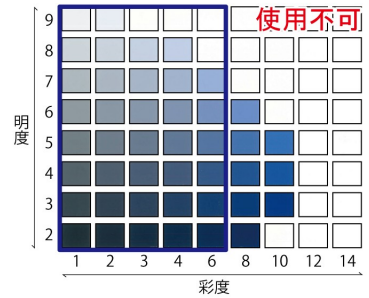
R(赤系)【5.0R~9.9R】  
色母本 7.5R



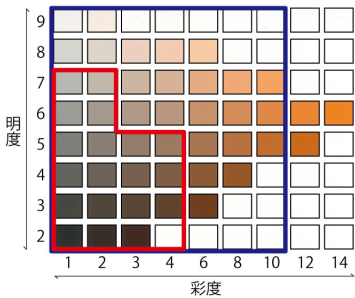
Y(黄系)【5.0Y~9.9Y】  
色母本 7.5Y



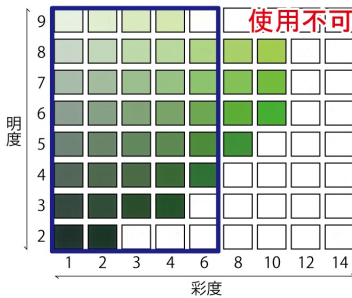
PB(青紫系)【0.0PB~9.9PB】  
色母本 5.0PB



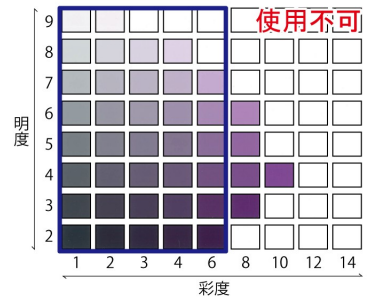
YR(黄赤系)【0.0YR~4.9YR】  
色母本 2.5YR



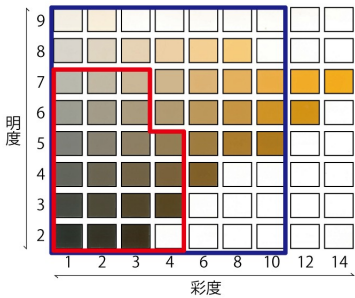
GY(黄緑系)【0.0GY~9.9GY】  
色母本 5.0GY



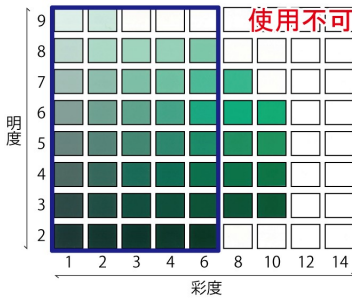
P(紫系)【0.0P~9.9P】  
色母本 5.0P



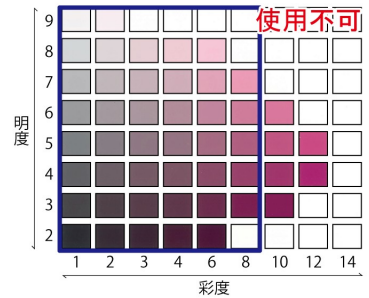
YR(黄赤系)【5.0YR~9.9YR】  
色母本 7.5YR



G(緑系)【0.0G~9.9G】  
色母本 5.0G



RP(赤紫系)【0.0RP~9.9RP】  
色母本 5.0RP



屋外広告物等の色彩基準

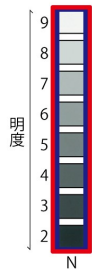
色彩基準 B

第1種特別許可地域  
第2種特別許可地域



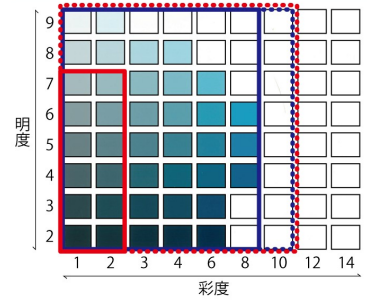
※破線は高彩度色

N(無彩色)



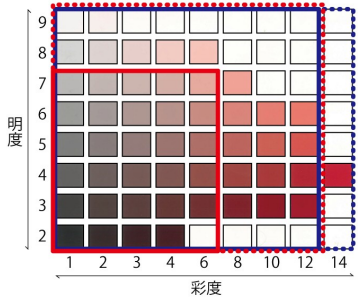
B(青系)系【0.0B~9.9B】

色母本  
5.0B



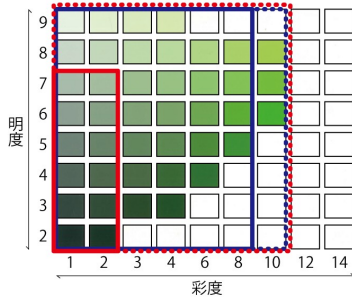
R(赤系)系【0.0R~9.9R】

色母本  
5.0R



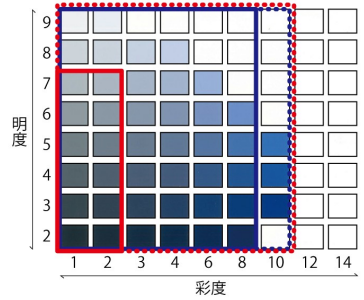
GY(黄緑系)系【0.0GY~9.9GY】

色母本  
5.0GY



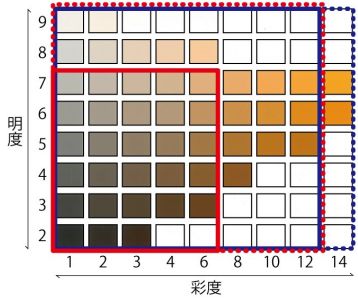
PB(青紫系)系【0.0PB~9.9PB】

色母本  
5.0PB



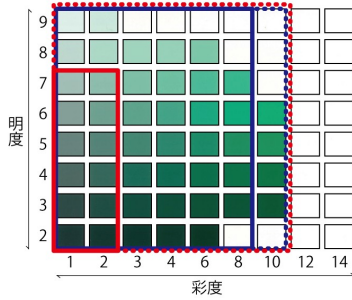
YR(黄赤系)系【0.0YR~9.9YR】

色母本  
5.0YR



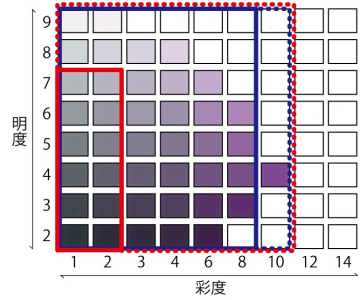
G(緑系)系【0.0G~9.9G】

色母本  
5.0G



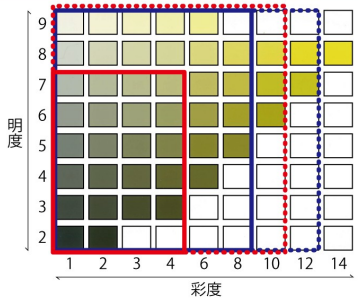
P(紫系)系【0.0P~9.9P】

色母本  
5.0P



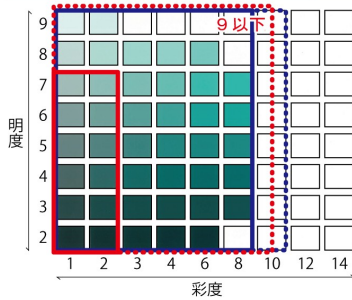
Y(黄系)系【0.0Y~9.9Y】

色母本  
5.0Y



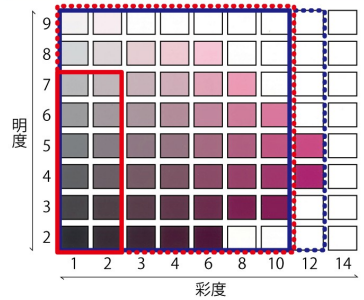
BG(青緑系)系【0.0BG~9.9BG】

色母本  
5.0BG



RP(赤紫系)系【0.0RP~9.9RP】

色母本  
5.0RP



屋外広告物等の色彩基準

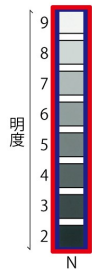
色彩基準C

第2種禁止地域 第3種禁止地域  
第4種禁止地域 第3種特別許可地域



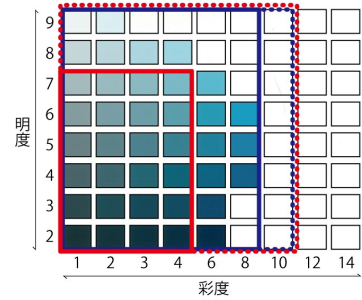
※破線は高彩度色

N(無彩色)



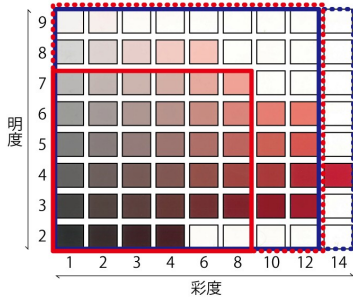
B(青系)系【0.0B~9.9B】

色母本 5.0B



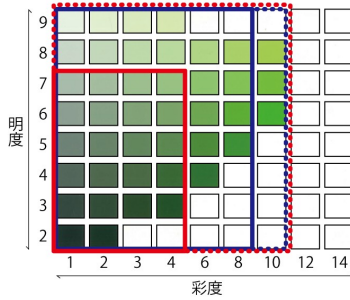
R(赤系)系【0.0R~9.9R】

色母本 5.0R



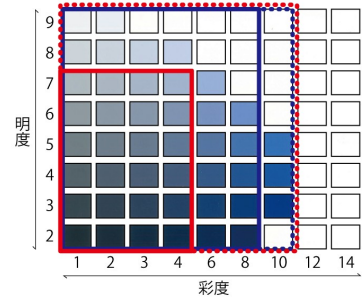
GY(黄緑系)系【0.0GY~9.9GY】

色母本 5.0GY



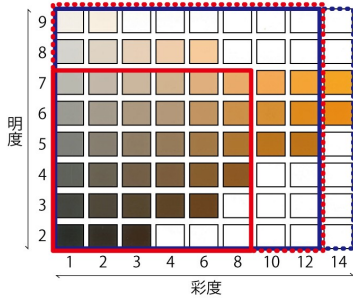
PB(青紫系)系【0.0PB~9.9PB】

色母本 5.0PB



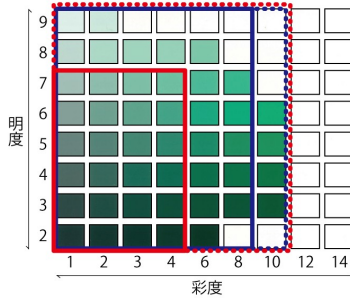
YR(黄赤系)系【0.0YR~9.9YR】

色母本 5.0YR



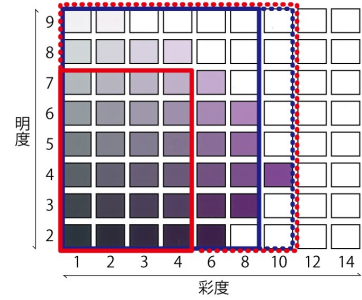
G(緑系)系【0.0G~9.9G】

色母本 5.0G



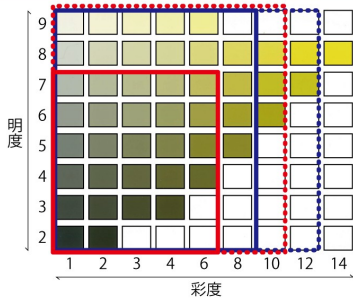
P(紫系)系【0.0P~9.9P】

色母本 5.0P



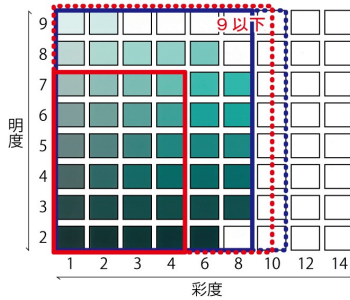
Y(黄系)系【0.0Y~9.9Y】

色母本 5.0Y



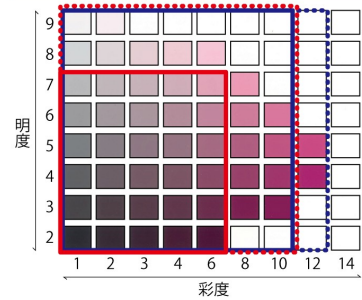
BG(青緑系)系【0.0BG~9.9BG】

色母本 5.0BG



RP(赤紫系)系【0.0RP~9.9RP】

色母本 5.0RP



屋外広告物等の色彩基準

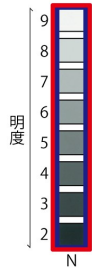
色彩基準D

一般地域



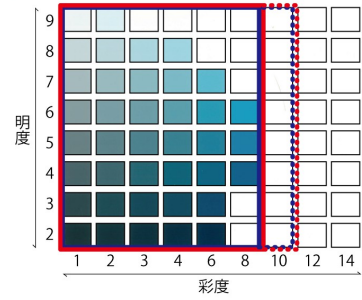
※破線は高彩度色

N(無彩色)



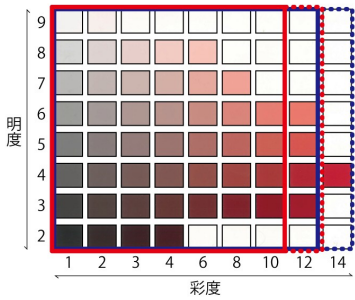
B(青系)系【0.0B~9.9B】

色母本  
5.0B



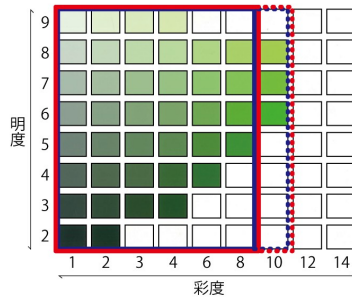
R(赤系)系【0.0R~9.9R】

色母本  
5.0R



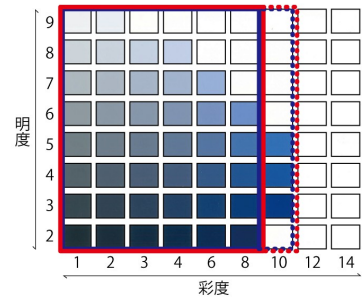
GY(黄緑系)系【0.0GY~9.9GY】

色母本  
5.0GY



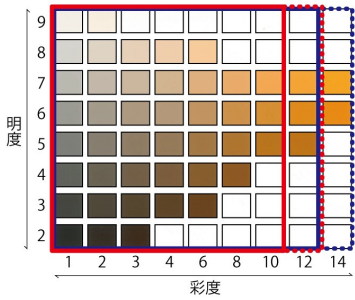
PB(青紫系)系【0.0PB~9.9PB】

色母本  
5.0PB



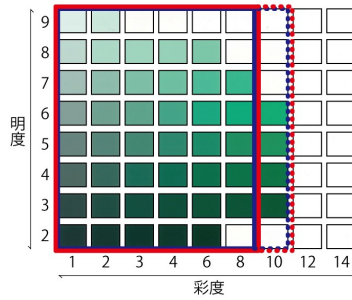
YR(黄赤系)系【0.0YR~9.9YR】

色母本  
5.0YR



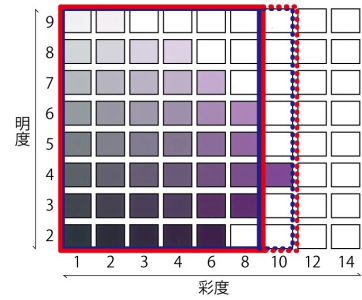
G(緑系)系【0.0G~9.9G】

色母本  
5.0G



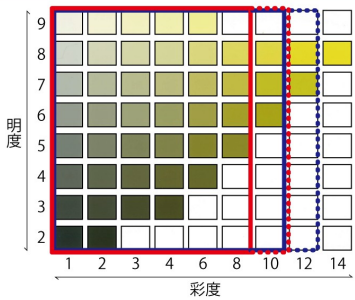
P(紫系)系【0.0P~9.9P】

色母本  
5.0P



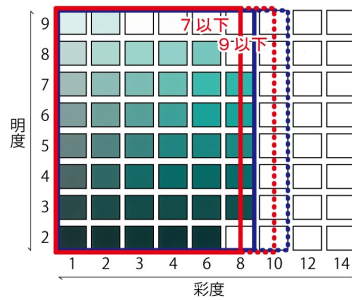
Y(黄系)系【0.0Y~9.9Y】

色母本  
5.0Y



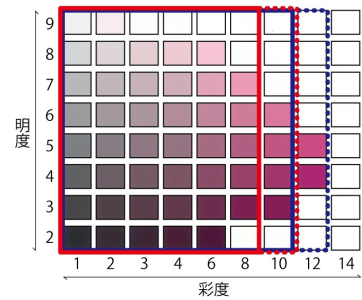
BG(青緑系)系【0.0BG~9.9BG】

色母本  
5.0BG



RP(赤紫系)系【0.0RP~9.9RP】

色母本  
5.0RP



□ 「地色」と「文字色等」について

- ・「地色」とは、その広告物のベースとなる色彩であり、具体的な表示を伴わないものや文字や絵等の背景となるものです。
- ・「文字色等」とは、文字、イラスト、ロゴマークなどの色彩です（写真は文字色等に含まれません）。



①-17	<p>・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる</p> <p>(1) 高彩度色の面積の合計は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般地域を除く地域：表示面ごとに表示面積の20%以下</li> <li>・一般地域：表示面ごとに表示面積の30%以下</li> </ul> <p>(2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下</p> <p>(3) 高彩度色、次の範囲の色彩とする</p> <p>地 色</p> <p>色相：R, YR                      明度：制限なし   彩度：12.0 以下</p> <p>色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP   明度：制限なし   彩度：10.0 以下</p> <p>色相：BG                          明度：制限なし   彩度：9.0 以下</p> <p>文字色等</p> <p>色相：R, YR                      明度：制限なし   彩度：14.0 以下</p> <p>色相：Y, RP                       明度：制限なし   彩度：12.0 以下</p> <p>色相：GY, G, BG, B, PB, P   明度：制限なし   彩度：10.0 以下</p>	<table border="1"> <tr> <td>1種</td> <td>2種</td> <td>3種</td> <td>4種</td> </tr> <tr> <td>1特</td> <td>2特</td> <td>3特</td> <td>一般</td> </tr> </table>	1種	2種	3種	4種	1特	2特	3特	一般
		1種	2種	3種	4種					
1特	2特	3特	一般							

- 色彩基準Aを適用する第1種禁止地域では、高彩度色の使用を認めていません。第1種禁止地域以外の地域においては、高彩度色の使用を認めています。

使用できる高彩度色の色数は2色以下とし、高彩度色の面積の合計は、色彩基準B・Cを適用する地域（一般地域以外）では20%以下、色彩基準Dを適用する一般地域では30%以下としています。使用できる高彩度色の範囲は、色彩基準B・C・D共通で、56～58ページのマンセル表色系色見本では破線部分にあたります。

- コーポレートカラーがある場合などは、彩度を基準値内とした上で、反転させて高彩度色の表示面積の割合を抑えるなどの工夫をしてください。

【事例】

地色と文字色を反転させて高彩度色の使用割合を抑えた例

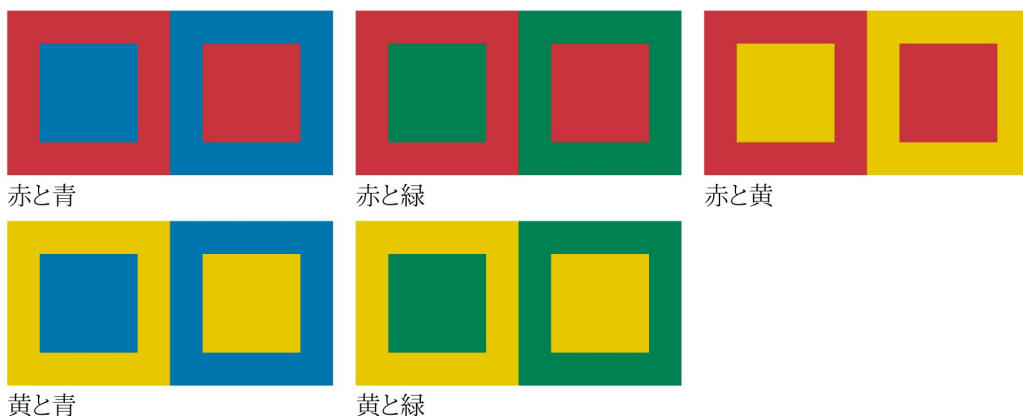
デザインを変更して高彩度色の使用割合を抑えた例

①-18	・配色調和に配慮すること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

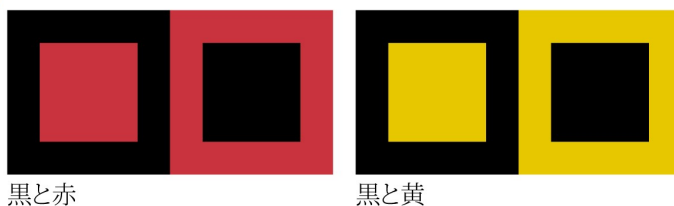
□ 複数の色彩を使用する場合は、けばけばしいものにならないように、色の組み合わせや使用する面積に配慮してください。

< けばけばしい色の組み合わせの例 >

✕ 彩度の高い色を使用した補色等の組み合わせ



✕ 黒と彩度の高い赤又は黄の組み合わせ



①-19	・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 右の事例のように、木、石、布等の自然素材を使用し、歴史的な景観等に配慮した屋外広告物については、基準①-16、17で示すマンセル値による色彩基準によらないことができます。

【事例】



木製の壁面広告物、布製の広告幕  
(元興寺町)



布製の広告幕  
(角振町)

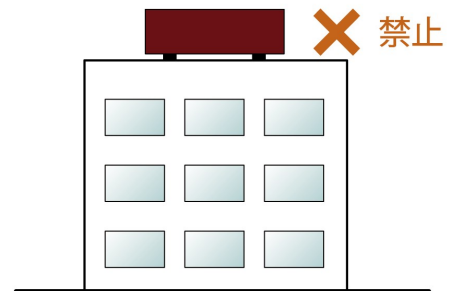
## (2) 種類別基準

### ● 屋上広告物

#### 【表示・設置】

②-1-ア	・表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 良好なスカイラインを形成し、美しい都市景観の創出と古都奈良の眺望景観を保全するため、禁止地域の全域、第1種特別許可地域、第2種特別許可地域においては、屋上に設置する屋外広告物の表示・設置を禁止しています。
- 建築基準法の建築物の高さを超えて設置する屋外広告物を屋上広告物として扱います。(屋上広告物と壁面広告物の扱いについては4ページ参照)



#### 【高さ】

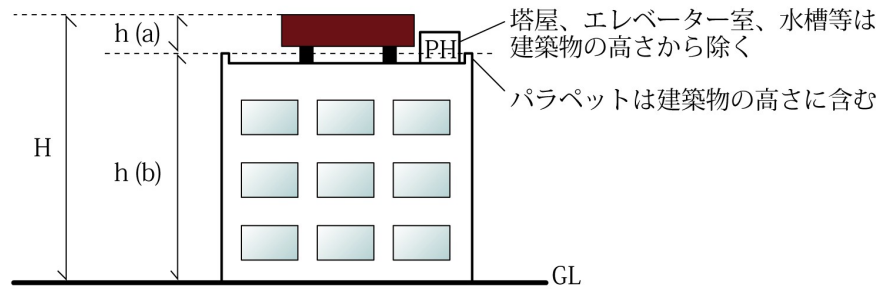
②-1-イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さの1/3以下、かつ2m以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下</li> <li>・次の区分に応じた基準に適合すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市長が別に告示で指定する地域又は場所                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さの1/3以下</li> <li>・地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下</li> </ul> </li> <li>(2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で、市長が別に告示で指定する地域又は場所を除く区域                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さの1/2以下</li> <li>・地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは、25m（高度地区における最高限度が25m未満の地区は、上端までの高さは当該限度）以下</li> </ul> </li> <li>(3) 上記以外の区域                   <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 建築物の高さが15m未満の場合                       <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さの1/2以下</li> <li>・地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは20m（高度地区における最高限度が20m未満の地区は、上端までの高さは当該限度）以下</li> </ul> </li> <li>イ 建築物の高さが15m以上の場合                       <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さの1/2以下</li> <li>・最高高さ36m（高度地区における最高限度が36m未満の地区は、上端までの高さは当該限度）以下</li> </ul> </li> <li>ウ 高さが25mを超える建築物には、表示又は設置しないこと</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 屋上広告物の高さ(=h(a))、建築物の高さ(=h(b))、全体の高さ(=H)は、地域及び設置する建物の高さに応じて、次のとおり設定しています。  
 なお、塔屋が建築基準法上認められたものであって、その部分を含めて建築確認を受けている場合であっても、屋外広告物は当該高度地区の上限を超えて設置はできません。

		h(a)/h(b)	h(a)	H※2	
第3種特別許可地域		1/3以下	2m以下	15m以下	
一般地域	A 市長が指定する地域又は場所※1	1/3以下	—	15m以下	
	B 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域でAを除く区域	1/2以下	—	25m以下	
	C 上記以外の区域	建築物の高さ15m未満	1/2以下	—	20m以下
		建築物の高さ15m以上	1/2以下	—	36m以下
		建築物の高さ25m超 表示・設置しないこと			

※1：8ページに示す「国道169号東側の区域」のうち、「市街地」（定義は9ページ参照）に該当する区域

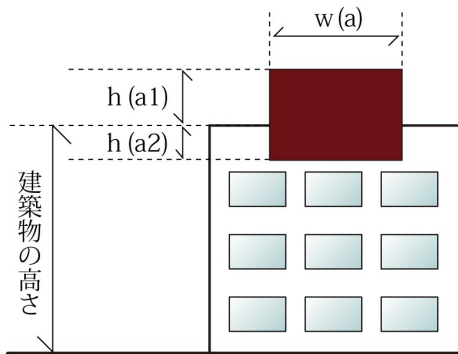
※2：高さ制限よりも低い高さの高度地区が指定されている区域では、当該高度地区の制限高さ以下



屋上広告物の高さ：h(a) = h(b) から屋上広告物の上端までの高さ（柱脚も含む）  
 建築物の高さ：h(b) = 建築確認申請に記した建築物の最高の高さ  
 全体の高さ：H = 平均GLから屋上広告物の表示面積部分の上端までの高さ

### □ 屋上部分と壁面部分にまたがって設置される広告物の取扱いについて

- ・ 広告物自体は、「屋上広告物」として取り扱います。
- ・ 屋上広告物の高さは、下図のh(a1)とし、h(a1)が上記の基準に適合する必要があります。
- ・ 屋上広告物の面積については、 $w(a) \times (h(a1) + h(a2))$ として算定します。したがって、この値が屋上広告物の面積基準（63ページ参照）に適合する必要があります。また、この場合、建築物の高さより下は壁面広告物の基準も併せて満たす必要があります。その場合の面積は  $w(a) \times h(a2)$  で算定し、壁面広告物の数量にも算入します。



広告物としては、「屋上広告物」として取扱うが、次のとおり「壁面広告物」の基準も満たす必要がある

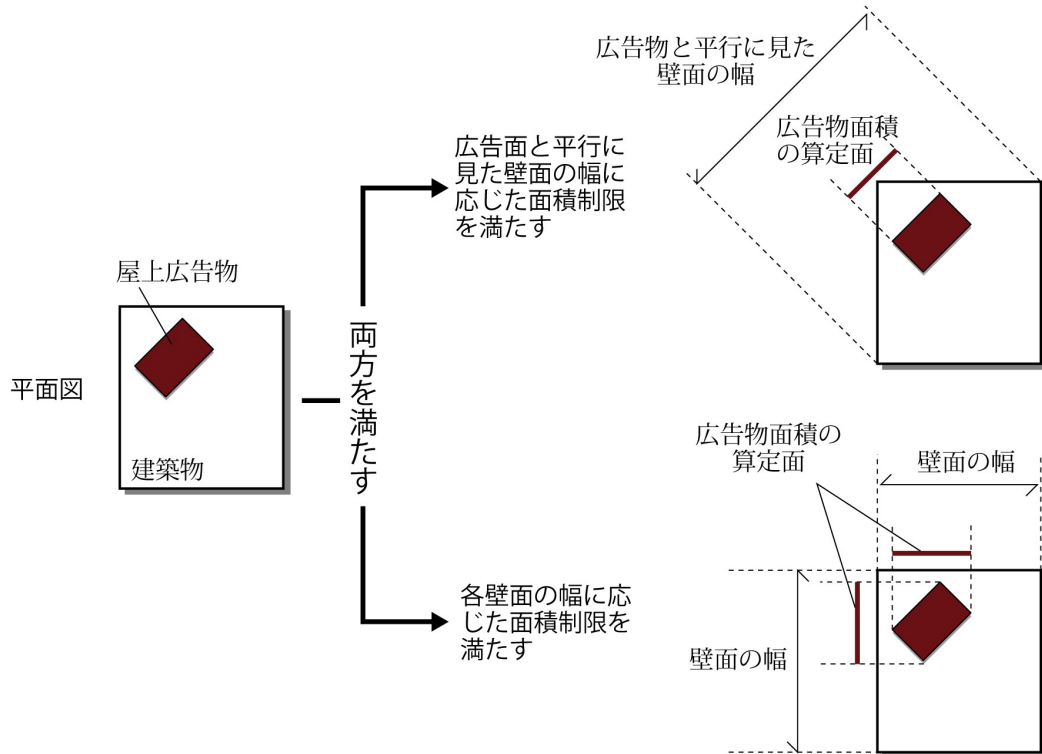
- ・ 屋上広告物の高さ = h(a1)  
 ※屋上広告物の高さ基準に適合する必要があります。
- ・ 屋上広告物の面積 =  $w(a) \times (h(a1) + h(a2))$
- ・ 壁面広告物の面積 =  $w(a) \times h(a2)$   
 ※屋上広告物と壁面広告物の両方の面積基準に適合する必要があります。  
 ※建築物の高さより下の部分は、その他の壁面広告物の基準も満たす必要があります。

【面積・規模等】

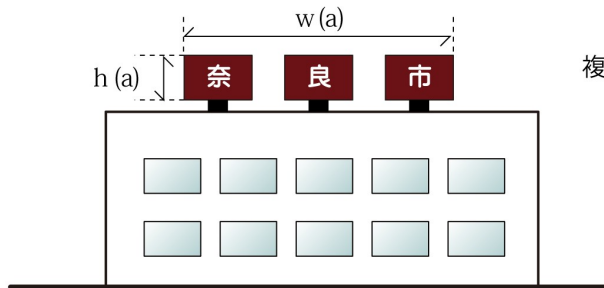
②-1-ウ	・建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積 (1) 建築物の高さが12m未満の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、30㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、45㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、60㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、90㎡以下 (2) 建築物の高さが12m以上の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、40㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、60㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、80㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、120㎡以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 屋上広告物は建築物の壁面に対して斜めに取り付けられる場合があるため、「投影面積」により基準を設定しています。
- 「投影面積」は、「(A) 表示面に対する直角方向の見付面積」と「(B) 壁面に対する直角方向の見付面積」の両方をさします。
- したがって、表示面と平行に見た壁面の幅による面積制限への見付面積(A)の適合と、各壁面の幅による面積制限への見付面積(B)の適合の両方を満たす必要があります。
- なお、広告物の手数料に係る算定については、実寸での計算とします。

建築物に対して屋上広告物が斜めに取り付けられている場合



- 分離型の屋上広告物で、全体でひとつの意味をなす場合は、屋上広告物相互の隙間も含めた全体の高さ・幅で面積を算定します。



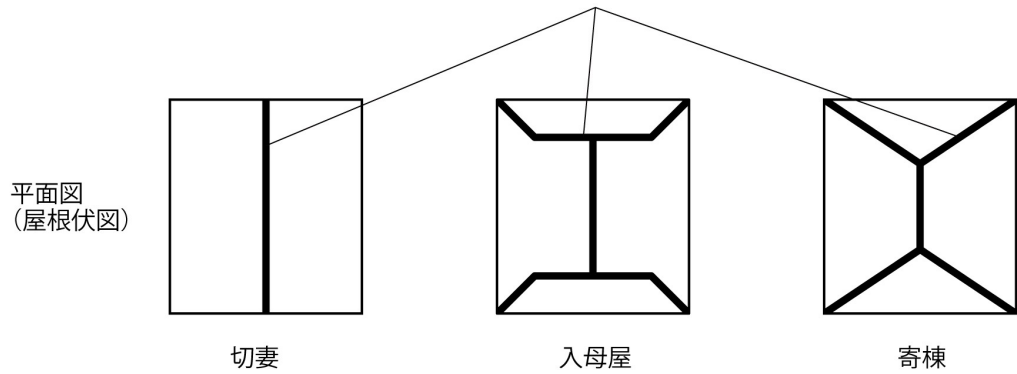
複数の屋上広告物でひとつの意味をなす場合  
 ・屋上広告物の面積 =  $w(a) \times h(a)$

【その他】

②-1-エ	・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 「和風建築物」、「棟」は、それぞれ次のように定義します。
  - ・和風建築物：入母屋・寄棟・切妻といった伝統的な勾配屋根で、外壁は、しっくい・モルタル塗り等で仕上げられた建築物。
  - ・棟：2つの傾斜した屋根面の交わる部分をさします。
- 「和風建築物の棟」に屋上広告物を表示・設置することは、禁止しています。

棟（太線部分）への屋外広告物の表示・設置は禁止

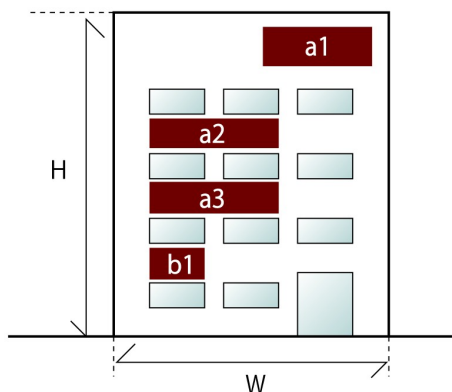


## ● 壁面広告物

### 【面積・規模等】

②-2-ア	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、10㎡以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/5以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1/3以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 壁面広告物の面積は、「壁面広告物の表示面積の合計が、当該壁面の立面積に占める割合の基準」と「壁面広告物ごとの表示面積の基準」の両方を満たす必要があります。（表示・設置するテナントは問わず、同一壁面に表示・設置される壁面広告物の面積で算定します）



※テナント A の広告物=a、テナント B の広告物=b  
 広告物 a1 の表示面積：S(a1)  
 壁面広告物ごとの表示面積：S(a1)～S(a3), S(b1)  
 壁面広告物の表示面積の合計：S(a1+a2+a3+b1)  
 壁面の立面積：W×H

#### 【禁止地域（すべて）】

- ・  $S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/5$
- ※禁止地域においては、その他の種別の屋外広告物を含めた表示面積の合計が、各禁止地域の制限面積以下である必要があります。

#### 【第1種特別許可地域】

- ・ S(a1)～S(a3), S(b1) のいずれも  $\leq 10 \text{ m}^2$
- ・  $S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/5$

#### 【第2種特別許可地域】

- ・ S(a1)～S(a3), S(b1) のいずれも  $\leq 20 \text{ m}^2$
- ・  $S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/5$

#### 【第3種特別許可地域】【一般地域】

- ・ S(a1)～S(a3), S(b1) のいずれも  $\leq 20 \text{ m}^2$
- ・  $S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/3$

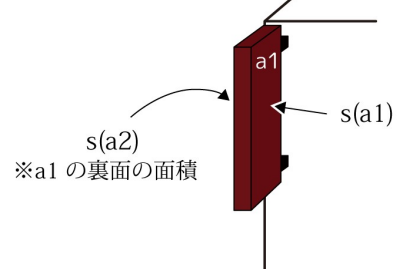
### □ 壁面広告物の面積の算定方法について

#### ○ 突き出し形式の壁面広告物の場合

- ・ 突き出し形式の壁面広告物の表示面積は、両面を合わせた面積とします。
- ・ 壁面広告物の表示面積の合計面積の算定には、突き出し形式の壁面広告物の面積は含みません。ただし、壁面広告物の数量には算入します。

#### 突き出し形式の壁面広告物

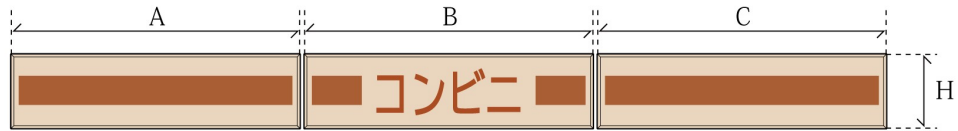
- ・ 表示面積  $s = s(a1) + s(a2)$



※a1の裏面の面積

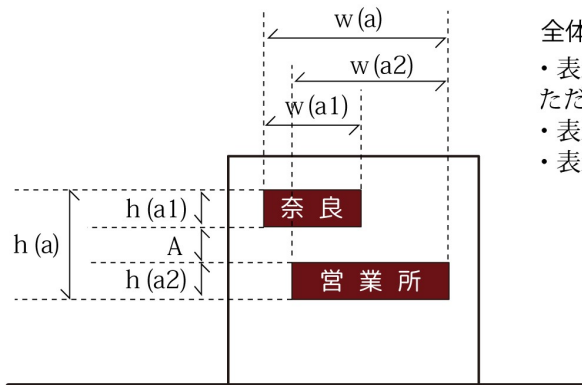
### ○区分された屋外広告物の取扱い

- ・内照式パネルなどの外壁と構造が違うものや、コーポレートカラーが外壁に掲出されたものは、複数に区分されたものであっても、一体として広告内容を表示するものとして、すべてを屋外広告物とみなします。  
この場合の面積の算定は、区分されたそれぞれの部分の合計面積となります。



$$\text{表示面積} = (A + B + C) \times H$$

- ・分離して表示する壁面広告物であっても、全体で1つの意味をなす場合には、それらの壁面広告物の間の壁面の面積も含めた全体の面積を、壁面広告物の面積として算定します。  
ただし、いずれの壁面広告物の高さも、それらの広告物間の距離よりも大きい場合には、別々に算定できます。



全体で一つの意味をなす広告物

- ・表示面積  $s = w(a) \times h(a)$

ただし、 $h(a1) < A$  かつ  $h(a2) < A$  の場合は別々に算定

- ・表示面積  $s(a1) = w(a1) \times h(a1)$

- ・表示面積  $s(a2) = w(a2) \times h(a2)$

※ 商品名の羅列（たばこ・酒・ビール等）や関連企業名（○○グループ・(株)○○・(株)○○等）のように表示内容に関連性のあるものが複数表示されている場合は、相互のデザインに統一性があり、かつ広告物間の寸法が広告物の寸法より狭い場合に限り、1つの広告物として取扱うことができる。（個別として取扱うことも可能）

### ○異なる地域にまたがって表示する場合

- ・面積や壁面に対する割合については、地域ごとに算定します。
- ・種類別基準に定める面積については、屋外広告物ごとに基準を満たす必要があります。
- ・壁面に対する数量の制限については、両方の地域の壁面を1つとみなして算定します。

#### 【第3種禁止地域と一般地域にまたがる場合】

面積や壁面に対する割合 【第3種禁止地域】・面積制限： $6 \text{ m}^2 \geq w1 \times h1$

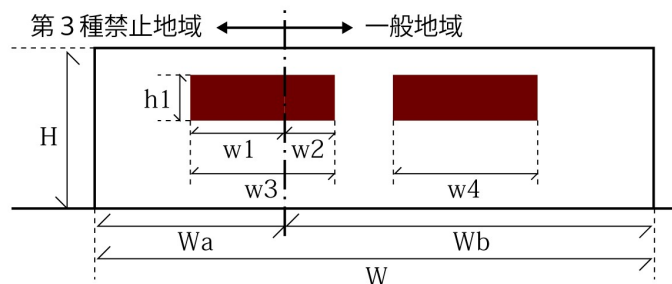
・壁面割合： $W_a \times H \times 1/5 \geq w1 \times h1$

【一般地域】・壁面割合： $W_b \times H \times 1/3 \geq w2 \times h1 + w4 \times h1$

種類別基準に定める面積 【一般地域】・ $20 \text{ m}^2 \geq w3 \times h1$

・ $20 \text{ m}^2 \geq w4 \times h1$

壁面に対する数量の制限 ・ $W \times H$  を1壁面とし、1店舗ごとに3個まで  
(自己外広告物がある場合は、1壁面につき3個まで)



※参考

第3種禁止地域における制限

- ・屋外広告物ごとの表示面積は  $6 \text{ m}^2$  以下

- ・壁面広告物の表示面積の合計は  
当該壁面の  $1/5$  以下

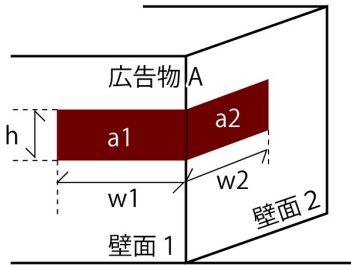
一般地域における制限

- ・壁面広告物ごとの表示面積は  $20 \text{ m}^2$  以下

- ・壁面広告物の表示面積の合計は  
当該壁面の  $1/3$  以下

○ 2つの壁面にまたがって表示・設置する場合

- 全体で1つの意味をなすもの、又は構造上一体とみなされるものについては、合計の表示面積を「壁面広告物ごとの表示面積」の基準に適合させ、かつ各壁面部分の表示面積を「各壁面の表示面積の割合」の基準に適合させてください。数量は壁面1、壁面2ともに1と算入します。



※ 広告物 A の表示面積：S(A)

$$S(A) = S(a1) + S(a2)$$

$$= (w1 + w2) \times h \leq 10 \text{ m}^2 \text{ 【第1種特別許可地域】}$$

$$\leq 20 \text{ m}^2 \text{ 【第1種特別許可地域以外の許可地域】}$$

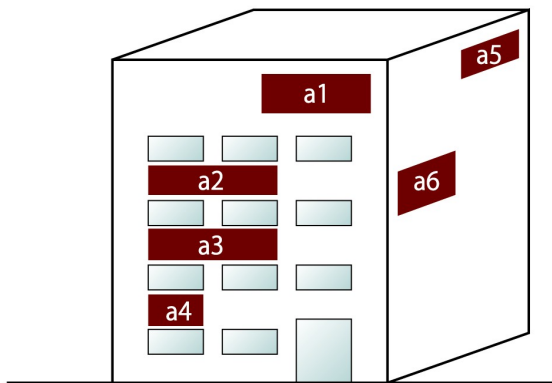
※ 壁面1に対する表示面積の割合は S(a1)

壁面2に対する表示面積の割合は S(a2) を用いる

【数量】

②-2-イ	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下  ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- テナントビル等の複数の事業所・営業所等を有する建築物において、各々の事業者が同一壁面に自己用の壁面広告物を掲出するような場合、同一壁面に表示・設置可能な壁面広告物の合計数量の制限では、不合理な状況が生じてしまいます。そこで、各々事業主がその占有する同一壁面に掲出する自己用の壁面広告物の数は、テナントごとに3以下としています。  
この場合であっても、同一壁面に自己外の壁面広告物を設置する場合は、当該壁面の屋外広告物の総数は、3以下とします。
- 突き出し形式については、表示面の方向にかかわらず、設置する壁面で数えます。



【全地域共通】

- 1テナントあたり同一壁面に3以下

(例) テナントAの広告物が、

a1,a2,a3の場合

→ ○ : 同一壁面に3

a1,a2,a3,a4の場合

→ ✕ : 同一壁面に4

a1,a2,a3,a5,a6の場合

→ ○ : a5,a6は同一壁面ではないため、同一壁面には3

【許可地域(すべて)】

- 自己外広告物がある場合は、テナントに関係なく、同一壁面に3以下

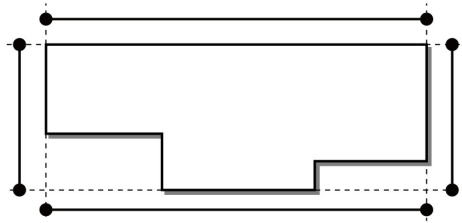
(例) a1が自己外の場合

→ a2,a3は設置可であるが、a4は数量が4になるため設置不可

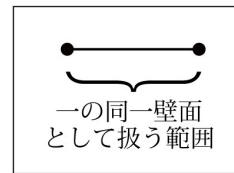
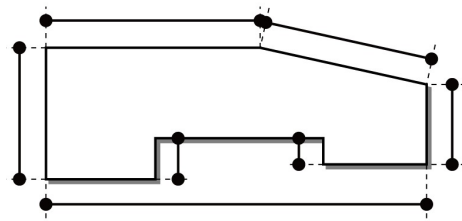
□ 同一壁面の考え方について

- ・ 凹凸等がある壁面の「同一壁面」は下図のように扱います。

(例1) 平面図

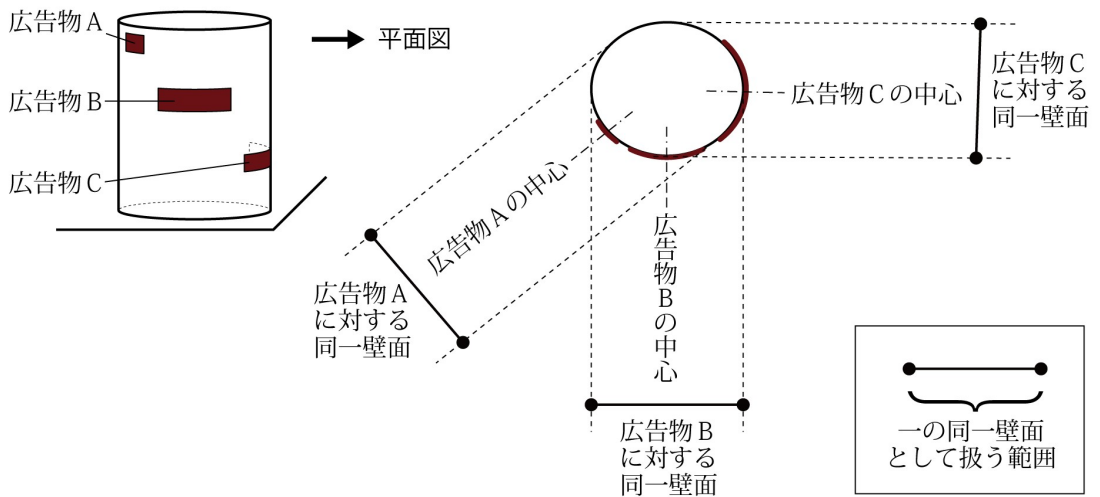


(例2) 平面図



- ・ 円形あるいはそれに類する場合は、一つの壁面広告物を中心とした垂直投影面を同一の壁面とします。したがって、各々の壁面広告物を中心としたそれぞれの垂直投影面に対して、壁面広告物の数を3以下としなければなりません。

円形あるいはそれに類する場合



【その他】

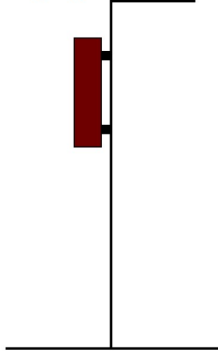
②-2-ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突き出し形式は、表示又は設置しないこと</li> <li>・道路面に突き出し、道路を占有するものは、次の区分によること             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 歩道と車道の区分がある道路                 <ul style="list-style-type: none"> <li>路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、2.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下</li> </ul> </li> <li>(2) 歩道のない道路                 <ul style="list-style-type: none"> <li>路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
		1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 禁止地域および一般地域以外の許可地域においては、突き出し形式の壁面広告物の表示・設置は禁止しています。

一般地域で突き出し形式の壁面広告物を表示・設置する場合は、突き出す側の道路が、歩道と車道の区分がある道路か、歩道のない道路かにより、下端までの高さの基準を下図のとおり区分しています。なお、突き出し幅はいずれの場合も、壁面から1m以下としています。

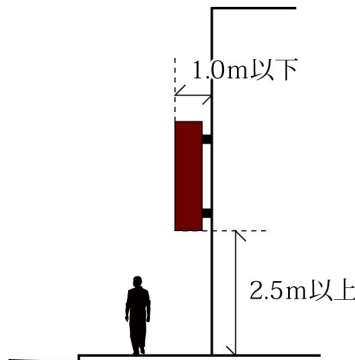
【禁止地域（すべて）】  
 【第1種特別許可地域】  
 【第2種特別許可地域】  
 【第3種特別許可地域】

× 禁止

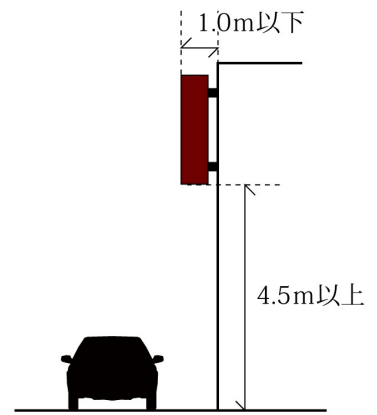


【一般地域】

歩道と車道の区分がある道路  
に突き出す場合

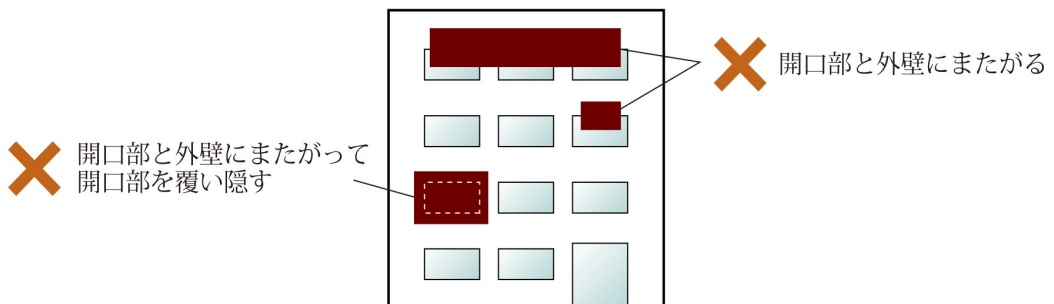


歩道のない道路に突き出す場合



②-2-エ	・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

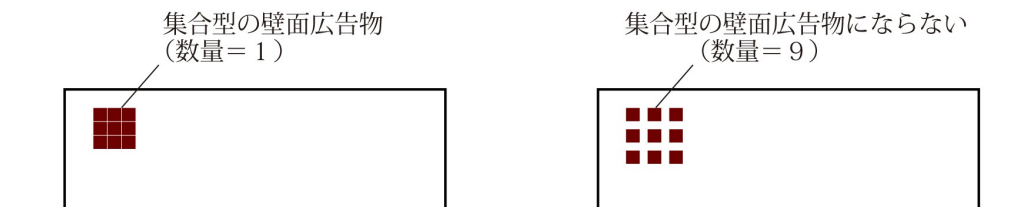
□ 建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、乱雑な印象を与えたり、安全上の問題が生じるおそれがあるため禁止しています。



②-2-オ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること</li> <li>(1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと</li> <li>(2) 次の事項に該当すること <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 屋上広告物を表示又は設置しないこと※1</li> <li>イ 突き出し形式の壁面広告物を表示又は設置しないこと</li> <li>ウ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下</li> <li>エ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1/20以下</li> <li>オ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの</li> </ul> </li> </ul>	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

※1：第3種特別許可地域及び一般地域

- 「大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗のうち、店舗面積の合計が10,000㎡を超えるものをさします。
- 大規模小売店舗は、敷地や建築物の規模が大きく、テナント数も多いことなどから、壁面広告物及びその掲出物件については、大規模小売店舗個別の許可基準も設定しています。
  - ※壁面広告物及びその掲出物件に関する通常の許可基準又は大規模小売店舗個別の許可基準のいずれかに適合させてください。
  - ※大規模小売店舗個別の許可基準を適用する場合は、壁面広告物及びその掲出物件に関するこの他の基準は適用除外となります。ただし、一般基準及びその他の種類別基準（壁面広告物以外の種類の屋外広告物等の許可基準）には、適合する必要があります。
  - ※大規模小売店舗個別の許可基準を適用する場合は、壁面広告物及びその掲出物件については、禁止地域における自己用広告物の表示面積の合計及び自己用広告物ごとの表示面積に関する制限も適用除外となります。ただし、壁面広告物以外の種類の屋外広告物等については、禁止地域における自己用広告物の表示面積の合計及び自己用広告物ごとの表示面積に関する制限に適合させる必要があります。
- (2)ーアについては、第3種特別許可地域及び一般地域のみ基準としていますが、これは、禁止地域（全域）、第1種特別許可地域及び第2種特別許可地域では、屋上広告物の表示又は設置を屋上広告物の許可基準において禁止しているためです。従って、大規模小売店舗個別の許可基準を適用する場合には、いずれの場合においても屋上広告物を表示又は設置しない必要があります。
- (2)ーウについて、集合型の壁面広告は数量が1となりますが、下図の右側のような場合は、集合型の壁面広告物とはみなさずに、数量が9となるため、(2)ーウには適合しないこととなります。



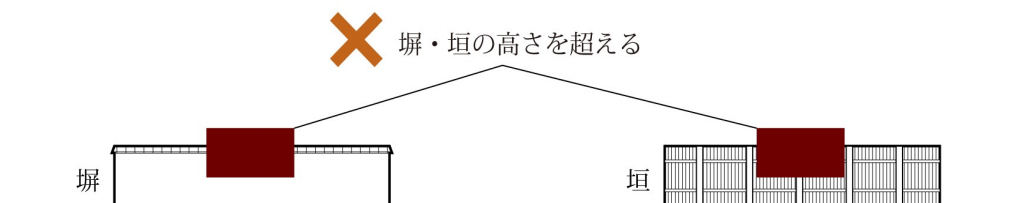
## ● 塀及び垣広告物

- 「塀」とは、家や敷地などの境界とする囲いのことをいいます。また、「垣」とは、屋敷や庭園などの外側の囲いのことで「垣根」ともいいます。したがって、両者は同義語に近いものといえます。
- 敷地の境界に設置するフェンス等に設置される広告物も塀及び垣広告物として取扱います。（簡易に取り付けるものは「はり札」として取扱う場合もあります）

### 【高さ】

②-3-ア	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

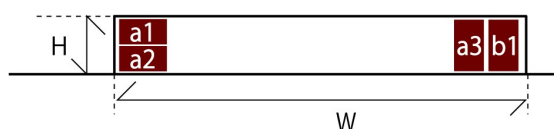
- 塀及び垣の上端を超えて、塀及び垣広告物を設置することは、原則として禁止しています。ただし、奥行きのある塀及び垣に表札等（社名などの自己用広告物）を設置する場合で、安全面に支障がなければ、塀及び垣の上端を超えることができることとします。この場合、設置する塀及び垣広告物は、塀及び垣自体の高さの2分の1以下を許可の基準とします。



### 【面積・規模等】

②-3-イ	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、 当該塀及び垣の立面積の1/5以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、 当該塀及び垣の立面積の1/3以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、10㎡以下				
	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、 当該塀及び垣の立面積の1/3以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下				

- 塀及び垣広告物の面積は、「塀及び垣広告物の表示面積の合計が、当該塀及び垣の立面積に占める割合の基準」と「塀及び垣広告物ごとの表示面積の基準」の両方を満たす必要があります。（表示・設置するテナントは問わず、同一塀及び垣面に表示・設置される塀及び垣広告物の面積で算定します）



※テナントAの広告物=a、テナントBの広告物=b  
 広告物 a1 の表示面積：S(a1)  
 塀及び垣広告物ごとの表示面積：S(a1)～S(a3), S(b1)  
 塀及び垣広告物の表示面積の合計：S(a1+a2+a3+b1)  
 塀及び垣面の立面積：W×H

### 【禁止地域（すべて）】

- ・  $S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/5$   
 ※禁止地域においては、その他の種別の屋外広告物を含めた表示面積の合計が、各禁止地域の制限面積以下である必要があります。

### 【第1種特別許可地域】

- ・ S(a1)～S(a3), S(b1) のいずれも  $\leq 10 \text{ m}^2$   
 ・  $S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/3$

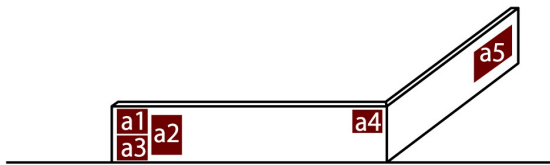
### 【第2・3種特別許可地域、一般地域】

- ・ S(a1)～S(a3), S(b1) のいずれも  $\leq 20 \text{ m}^2$   
 ・  $S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/3$

## 【数量】

②-3-ウ	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- テナントビル等の複数の事業所・営業所等を有する建築物の敷地に設置されている塀及び垣においては、塀及び垣広告物の数は、テナントごとに3以下としています。  
 この場合であっても、同一塀及び垣に自己外の塀及び垣広告物を設置する場合は、当該塀及び垣面の屋外広告物の総数は、3以下とします。  
 なお「同一塀及び垣」とは、同一方向に設置され、かつ連続しているものとします。



## 【全地域共通】

- ・1テナントあたり同一塀・垣面に3以下

(例) テナントAの広告物が、

a1,a2,a3の場合

→ ○ : 同一塀・垣面に3以下

a1,a2,a3,a4の場合

→ × : 同一塀・垣面に4

a1,a2,a3,a5の場合

→ ○ : a5は同一塀・垣面ではなく  
同一壁面には3以下

## 【その他】

②-3-エ	・古い土塀には掲げないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 漆喰等で仕上げられた塀であっても構造として土塀であるものは「古い土塀」の対象とし、全ての区域で、塀及び垣広告物の表示・設置を禁止しています。



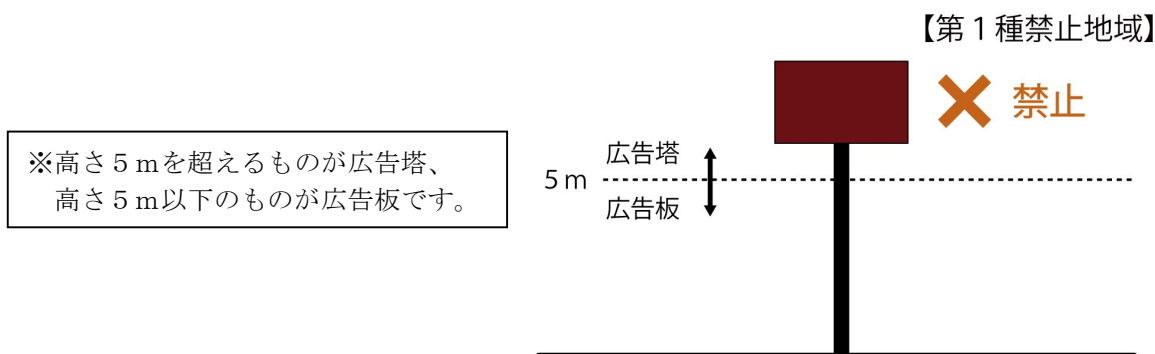
● 広告塔・広告板

広告塔

【表示・設置（広告塔）】

②-4-ア	・ 広告塔は表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

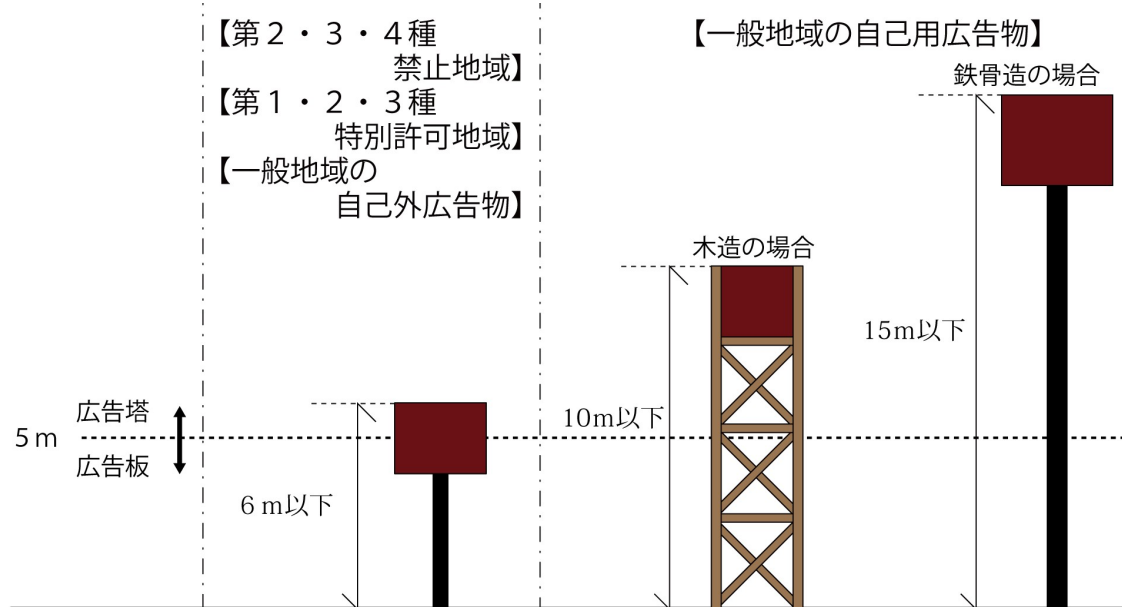
- 第1種禁止地域では、広告塔（高さ5mを超えるもの）の設置を禁止しています。  
 なお、広告板（高さ5m以下のもの）については、設置を認めています。



【高さ（広告塔）】

②-4-イ	・ 地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・ 地上から広告塔の上端までの高さ (1) 自己用広告物 木造は10m以下、鉄骨造は15m以下 (2) 自己外広告物 6m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 第1種禁止地域以外の地域では、広告塔を設置できますが、高さの制限を設けています。  
 一般地域以外の地域および一般地域の自己外広告物は、高さ6m以下、一般地域の自己用広告物は、木造は10m以下、鉄骨造は15m以下としてください。

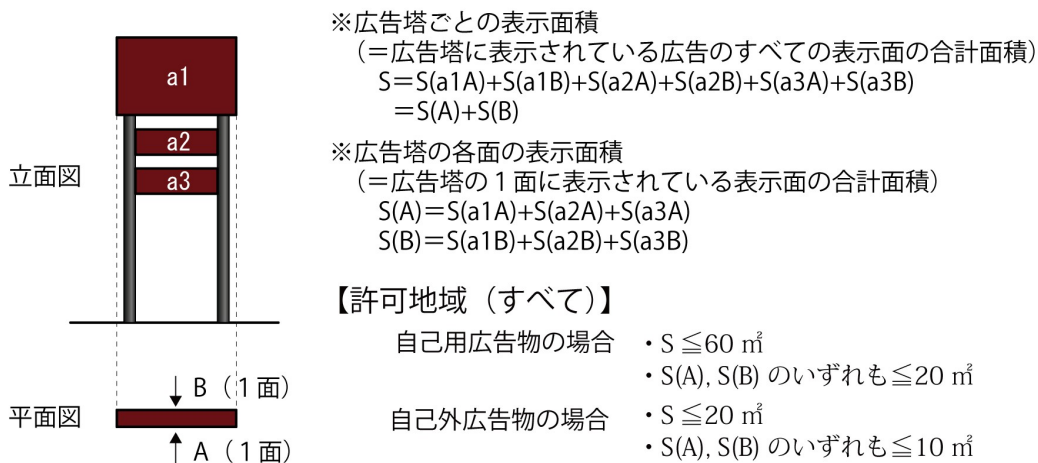


### 【面積・規模等（広告塔）】

②-4-ウ	・ 広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60 m <sup>2</sup> 以下 (2) 自己外広告物 20 m <sup>2</sup> 以下	1種   2種   3種   4種
	下 ・ 広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20 m <sup>2</sup> 以下 (2) 自己外広告物 10 m <sup>2</sup> 以下	1特   2特   3特   一般
	下	

□ 許可地域における共通基準として、自己用広告物と自己外広告物のそれぞれについて、次のように面積基準を設定しています。

なお、広告塔を表示・設置できる禁止地域（第2・3・4種禁止地域）については、自己用広告物は各禁止地域の制限面積（25ページ参照）が面積基準となります。（禁止地域では、自己外広告物は表示・設置できません）



### □ 「表示面」と「1面（各面）」について

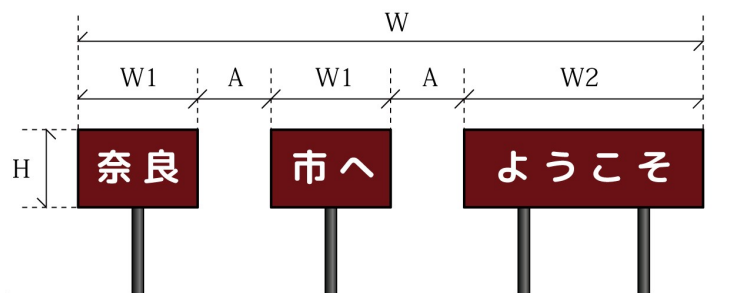
- ・ 上記の基準中の「各面」とは、1方向から見て垂直となっている面全体（垂直投影面）を1面としています。
- ・ 一方、「表示面」とは、一つ一つの広告物の盤面をさします。写真等の面積割合や余白の面積割合、高彩度色の使用基準、特定商品名の割合などの基準は「表示面」をもとに設定しています。

立面図		
平面図		
表示面	・ a1A 面    ・ a2A 面    ・ a3A 面 ・ a1B 面    ・ a2B 面    ・ a3B 面	・ A 面    ・ B 面    ・ C 面
1面	・ A 面 (= a1A 面 + a2A 面 + a3A 面) ・ B 面 (= a1B 面 + a2B 面 + a3B 面)	・ A 面    ・ B 面    ・ C 面

□ 複数のテナントの広告物を掲出する集合的なものについては、テナントごとではなく、すべての広告物の合計が基準に適合する必要があります。

□ 分離型で、全体として一つの意味をなす広告塔・広告板の取扱いについて

- ・最も幅の広い広告塔・広告板の幅が、広告塔・広告板の間隔以上である場合は、1つの広告塔・広告板とみなし、数量は1、表示面の面積は表示面の全体幅×表示面の高さとなります。
- ・一方、広告塔・広告板の間隔が最も幅の広い広告塔・広告板の幅よりも大きい場合は、個別の広告物として取扱います。



$A \leq W2$  の場合

- ・数量 = 1
- ・表示面の面積 =  $W \times H$

$A > W2$  の場合

- ・数量 = 3
- ・表示面の面積 =  $W1 \times H, W1 \times H, W2 \times H$

□ 特殊な形状の表示面積の算定について

1) 球形の場合 [ r = 球の半径 ]

$$4 \pi r^2 \text{ (球の表面積)}$$

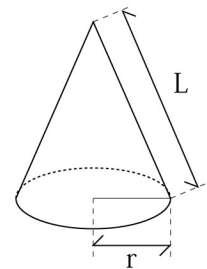
2) 円柱状の場合 [ r = 円柱の底面の半径、 h = 円柱の高さ ]

$$2 \pi r h \text{ (円柱の側面積)}$$

※例えば、ボーリングのピンの場合は、最大部分の半径 r を採用して、同様の計算により表示面積を算定します。

3) 円錐状の場合 [ r = 円錐の底面の半径、 L = 円錐の母線の長さ ※右図 ]

$$\pi L r \text{ (円錐の側面積)}$$



4) 形状が正方形、長方形、立方体、直方体、球、円、円柱、円錐のどれにも該当しない場合

各々の面の最大幅を乗じ、平面的なものについては、それを2倍したものを表面積とし、立体的なものについては、各面の面積の和を表示面積とします。

ただし、表示面が正方形（長方形）+半円、正方形（長方形）+三角形のように分離して算定できるものについては、その合算面積を表示面積とすることができます。

### 【数量（広告塔）】

②-4-エ	・広告塔又はその掲出物件の数は、テナントごとに1以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 禁止地域では、自己外広告物の設置は原則として禁止しています。従って、この基準は、自己用の広告塔についての基準となります。

□ 第1種禁止地域では、広告塔又はその掲出物件の表示・設置を禁止しています。

□ 第2種禁止地域、第3種禁止地域及び第4種禁止地域では、広告塔又はその掲出物件の表示・設置数は、テナントごとに1以下としています。

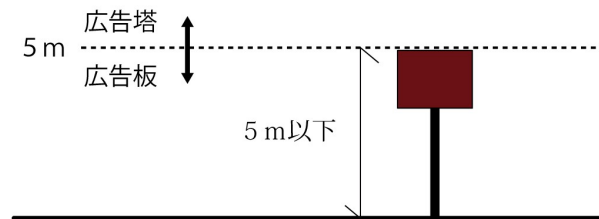
※ 許可地域においては、面積・規模等の基準により、自己外の広告塔の表示・設置数の制限を行っています。(78ページ参照)

## 広告板

### 【高さ（広告板）】

②-4-オ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 市全域で、広告板は、地上（GL）から広告板の上端までの高さは5m以下としています。これは高さの規制というよりは、むしろ5mを超えた場合は広告塔として扱うことを示す基準です。  
高さ5m以下の場合は広告板の許可基準、高さ5mを超える場合は広告塔の許可基準で取り扱います。



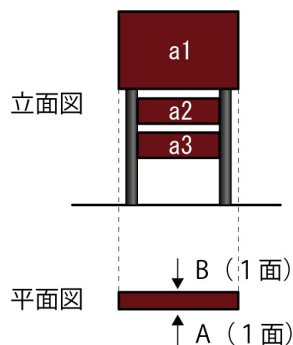
### 【面積・規模（広告板）】

②-4-カ	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30㎡以下 (2) 自己外広告物 20㎡以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 許可地域における共通基準として、自己用広告物と自己外広告物のそれぞれについて、次のように面積基準を設定しています。

なお、禁止地域については、自己用広告物は各禁止地域の制限面積（25ページ参照）が面積基準となります。（禁止地域では、自己外広告物は表示・設置できません）

※「表示面」と「1面（各面）」の考え方は広告塔と同様です。（74ページ参照）



※広告板ごとの表示面積  
 (=広告板に表示されている広告のすべての表示面の合計面積)  
 $S = S(a1A) + S(a1B) + S(a2A) + S(a2B) + S(a3A) + S(a3B)$   
 $= S(A) + S(B)$

※広告板の各面の表示面積  
 (=広告板の1面に表示されている表示面の合計面積)  
 $S(A) = S(a1A) + S(a2A) + S(a3A)$   
 $S(B) = S(a1B) + S(a2B) + S(a3B)$

### 【許可地域（すべて）】

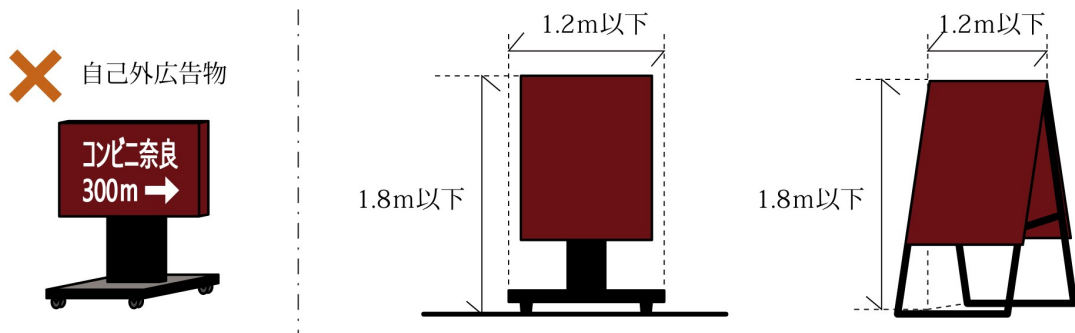
- 自己用広告物の場合
- ・  $S \leq 30 \text{ m}^2$
  - ・  $S(A), S(B)$  : 制限なし
- 自己外広告物の場合
- ・  $S \leq 20 \text{ m}^2$
  - ・  $S(A), S(B)$  のいずれも  $\leq 10 \text{ m}^2$

- 複数のテナントの広告物を掲出する集合的なものについては、テナントごとではなく、すべての広告物の合計が基準に適合する必要があります。

### 【自立・移動可能な広告板】

②-4-キ	・自己用広告物に限る	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

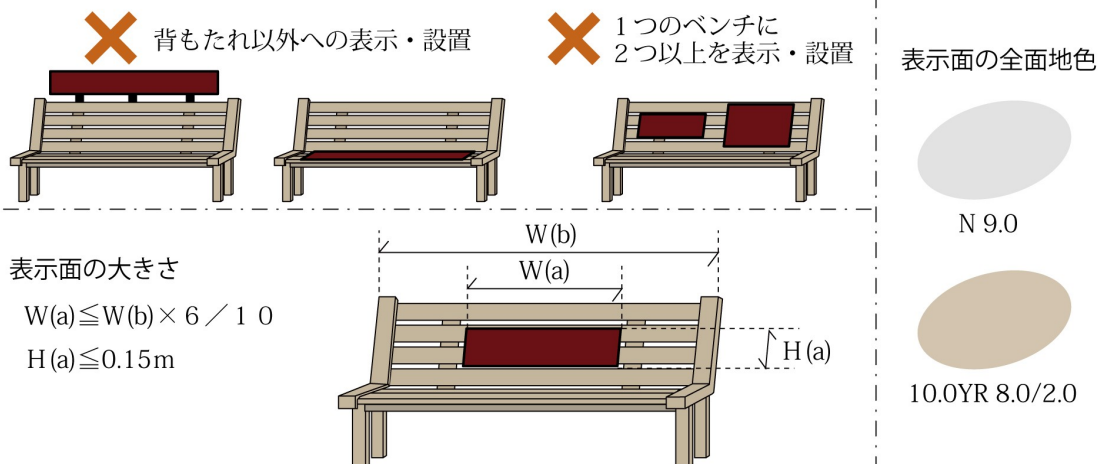
- 自立・移動可能な広告板（立看板や簡易な構造のものを除く）は、奈良市全域において、自己用広告物に限って掲出を認めています。従って、案内のために当該店舗等の前面道路等、敷地外に置くものは自己外広告物となるため、掲出は認めていません。
- 大きさは、広告板全体の高さ1.8m以下、全体の幅1.2m以下としてください（表示面の大きさではありません）。



### 【公共用ベンチ広告板】

②-4-ク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示場所は、背もたれ部分のみであること</li> <li>・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下</li> <li>・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下</li> <li>・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0</li> </ul>	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 公共用ベンチとは、公共用地を占有して、バス事業者等が設置する木製ベンチを指します。
- 公共用ベンチへの広告板の設置は、禁止地域では認めていません。許可地域では、1つのベンチにつき、背もたれ部分に1つのみ広告を設置することを認めています。その際、表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下、表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0としてください。



## 共通（広告塔・広告板）

### 【面積・規模等】

②-4-ケ	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること（整形・均等配置されたものに限る） ただし、1の敷地に1基の設置は認める	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 禁止地域においては、自己外の広告塔・広告板は、原則として表示・設置を禁止していますが、許可地域においては、自己外の広告塔・広告板が乱立するおそれがあります。このため、許可地域における自己外の広告塔・広告板の乱立を防止するため、敷地の間口幅に応じた面積・規模等の基準を下図のように設けています。なお、許可地域における自己用の広告塔・広告板については、数量の制限はありません。

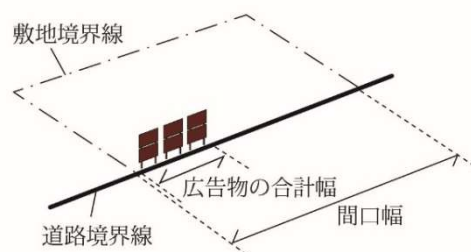
#### 【許可地域（全域）】

- ・自己外広告物の合計幅は、敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下（整形・均等配置に限る）
- ※1の敷地に1基の設置は認める。

○ 整形・均等配置



✕ 不整形・不均等配置

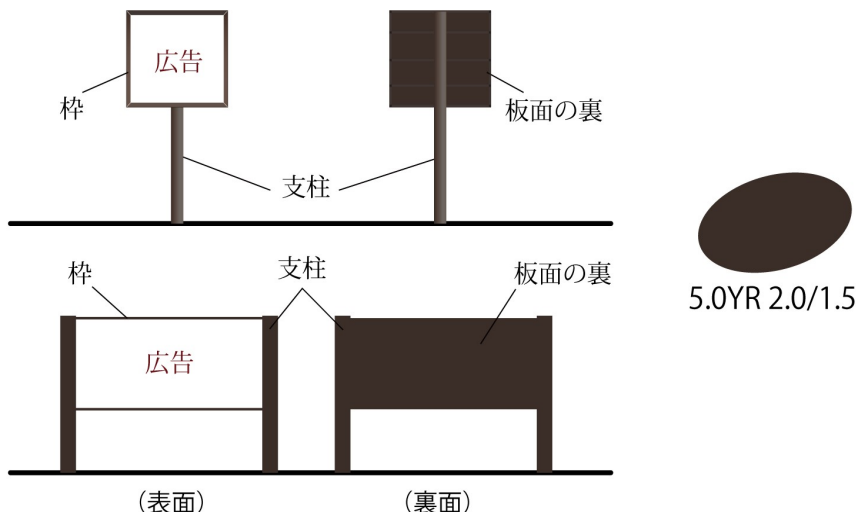


※広告物の合計幅には、原則として広告物間の離隔距離を含む。ただし、その離隔距離が50cm以下の場合を除く。

### 【色彩】

②-4-コ	・第1種禁止地域、第2種禁止地域並びに第3種禁止地域及び第4種禁止地域の歴史的景観形成重点地区においては、支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

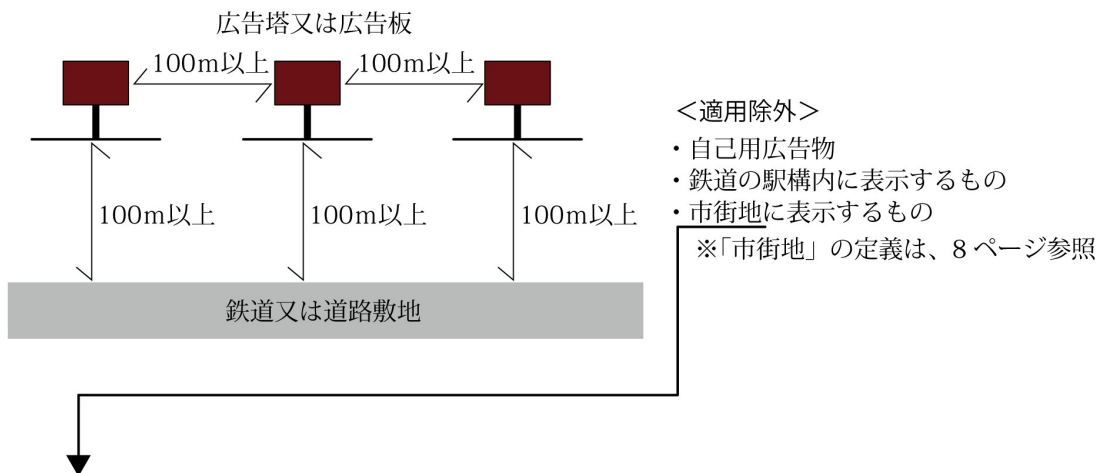
□ 第1種禁止地域と第2種禁止地域は全域、第3種禁止地域と第4種禁止地域は歴史的景観形成重点地区において、歴史的な町並みや周囲の自然景観との調和を図るため、広告塔・広告板の支柱、枠、板面の裏等の色彩は濃茶（5.0YR 2.0/1.5程度）の落ち着いた色彩としてください。



【その他】

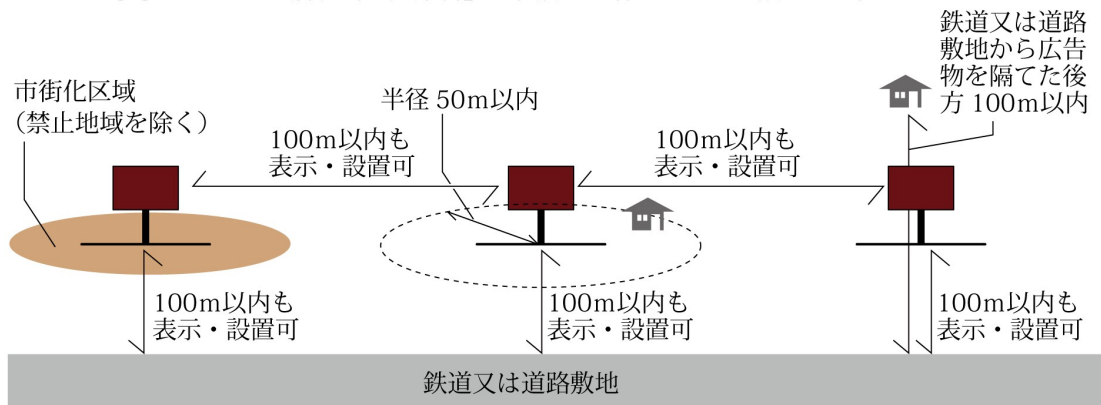
②-4-サ	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 農地等の自然環境が主体となる市街化調整区域における鉄道沿い及び道路沿いにおける広告塔・広告板の乱立を防止するため、鉄道又は線路敷地から100mの区域における表示・設置の禁止、広告塔・広告板相互の間隔は100m以上という基準を設けています。



<「市街地」として適用除外され、表示・設置が可能な場所>

- 1 都市計画法第7条に規定される市街化区域に含まれる区域（禁止地域を除く）
  - 2 上記以外の地域で次のいずれかの条件に該当する区域
    - ① 建築物を利用する広告物及び広告物設置場所の沿道・沿線で、広告物を中心とした半径50m以内に建築物が存する場合（ただし、鉄道又は道路敷地の向側は除く）
    - ② 当該鉄道又は道路敷地から広告物を隔てた後方100m以内に建築物がある場合（ただし、広告物が設置されても後方の景観に支障を及ぼさない場合に限る）
- ※①②のいずれの場合も、「建築物」は、居室を有するものに限ります。



□ 「鉄道又は道路敷地から広告物を隔てた後方 100m以内」とは

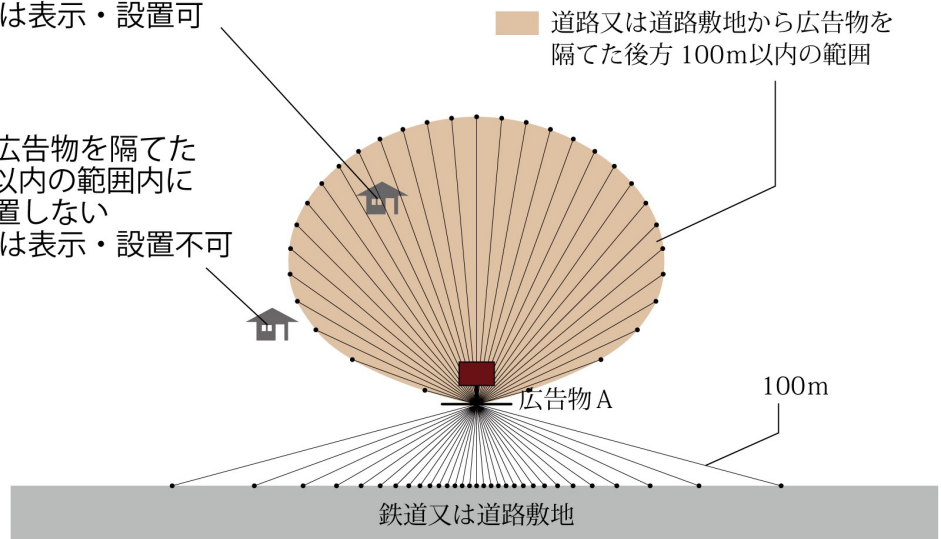
- ・ 前ページの「市街地」として適用除外され、表示・設置が可能な場所のうち、2-②の「鉄道又は道路敷地から広告物を隔てた後方 100m以内」の区域は、下図の薄茶色の区域にあたります。この区域内に建築物が位置する場合は、広告物 A の表示・設置が可能となります。

道路等から広告物を隔てた  
後方 100m以内の範囲内に  
建築物が位置する

→ 広告物 A は表示・設置可

道路等から広告物を隔てた  
後方 100m以内の範囲内に  
建築物が位置しない

→ 広告物 A は表示・設置不可



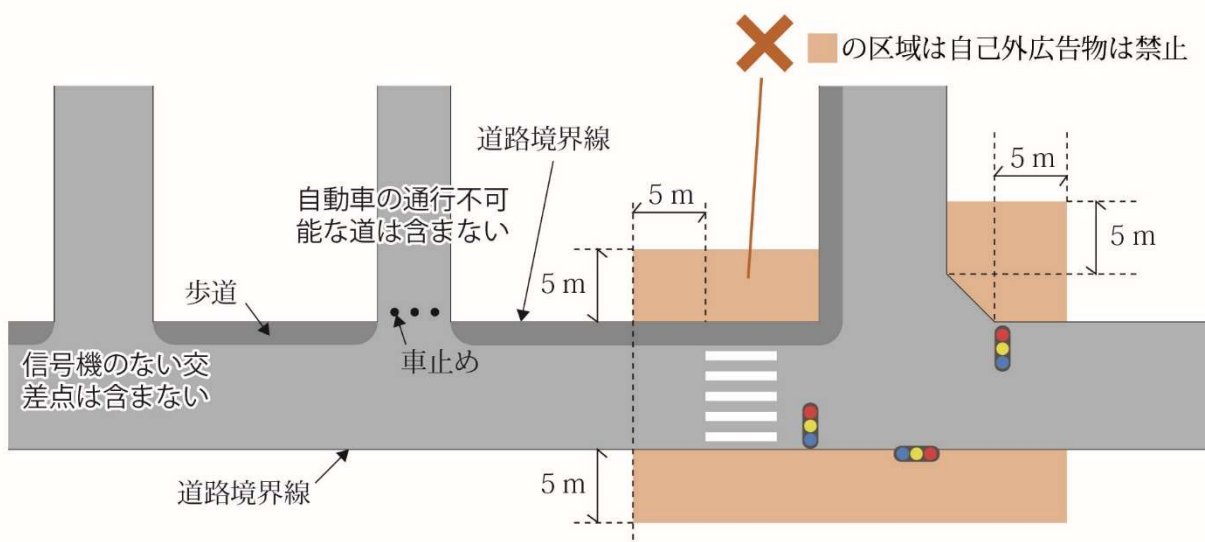
②-4-シ	・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内）に、自己外広告物を表示又は設置してはならない。	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 第1種～第3種特別許可地域では、信号のある交差点の側端から又は曲がり角から5m以内に自己外広告物を掲出することを禁止しています。

信号機のある交差点に横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は自転車横断帯から5m以内での設置を禁止しています。

※この場合の「交差点」とは、建築基準法上の道路で、かつ自動車の通行可能なものに限りです。従って、車止め等で歩行者や自転車しか通行不可能な道は含みません。なお、道路内に歩道が含まれる場合は、それを含めて交差点となります。

※「交差点の側端」とは、通常、交差点の角を指しますが、隅切りや円を描いている場合は、道路に沿った直線の終端からとします。



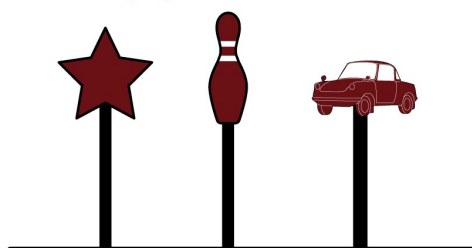
②-4-ス	・板面は単純な形状であること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 一般地域を除く区域においては、周囲の町並み景観や自然景観を大きく阻害するおそれがあるため、複雑な形状の広告塔・広告板の表示・設置は禁止しています。

□ 一般地域においても、できる限り単純な形状とし、周囲の景観との調和に配慮してください。

【一般地域を除く、すべての区域】

× 複雑な形状は禁止



## ● 電柱広告物

### 【表示・設置】

②-5-ア	・表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 禁止地域では、全域で電柱広告物の掲出を禁止しています。

ただし、「公共施設・観光スポット案内型電柱広告、避難所指示型電柱広告」として一定の基準を満たすものについては、掲出を許可制により認めています。  
(15ページ参照)

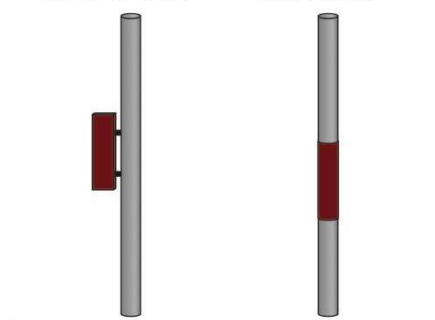
#### 【禁止地域（すべて）】



禁止

突き出し広告

巻付け広告



#### 突き出し広告（電柱広告物）

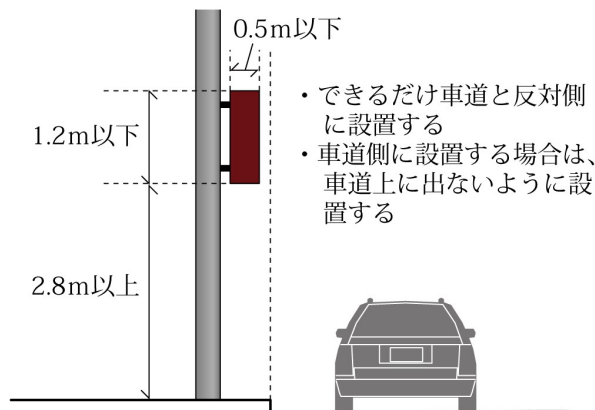
#### 【高さ／面積・規模等／数量／色彩／その他（突き出し広告）】

②-5-イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上</li> <li>・縦は1.2m以下、横は0.5m以下</li> <li>・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下</li> <li>・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0</li> <li>・車道に出ないように設置すること</li> </ul>	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

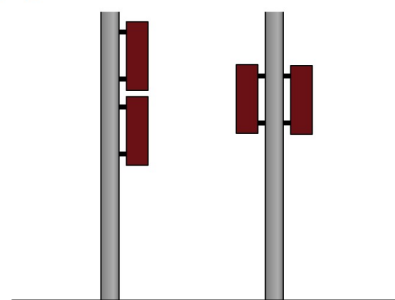
□ 歩行者や自動車等の通行の安全性確保のため、広告物下端までの高さは2.8m以上とし、出来る限り車道と反対側に設置するようにしてください。やむを得ず車道側に設置する場合は、車道に出ないように設置してください。

□ 雑然とした景観にならないよう、大きさは縦1.2m以下、横0.5m以下、表示面の全面地色はN9.0又は10YR 8.0/2.0とし、掲出数は1つの電柱に1基までとしています。

#### 【許可地域（すべて）】



1つの電柱に2つ以上の突き出し広告の表示・設置は禁止



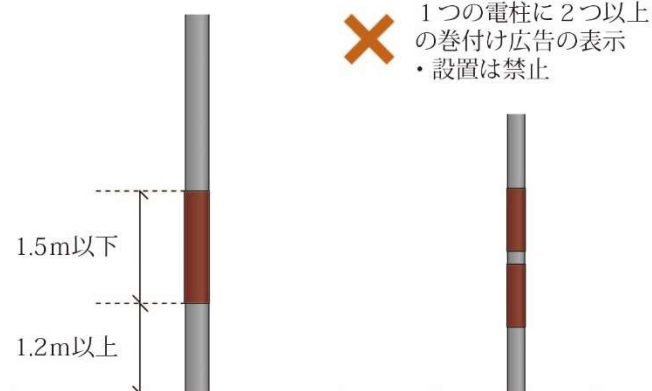
## 巻付け広告（電柱広告物）

### 【高さ／面積・規模等／数量（巻付け広告）／色彩】

②-5-ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上</li> <li>・縦は1.5m以下</li> <li>・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下</li> <li>・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0</li> </ul>	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 雑然とした景観にならないよう、地上から巻付け広告の下端までの高さは1.2m以上、縦は1.5m以下、表示面の全面地色はN9.0又は10YR 8.0/2.0とし、掲出数は1つの電柱に1基までとしています。

### 【許可地域（すべて）】



## 共通（電柱広告物）

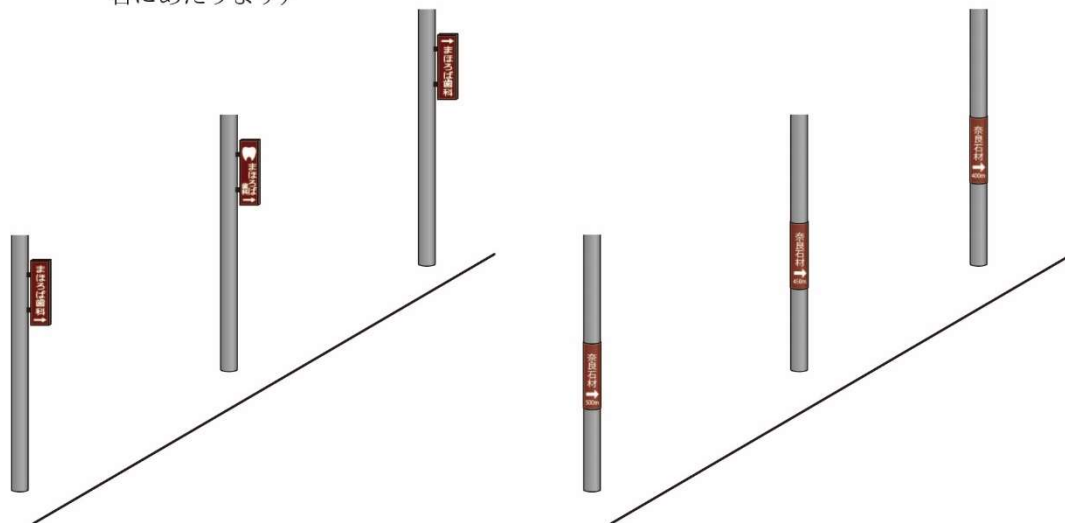
### 【その他】

②-5-エ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと</li> <li>・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと</li> </ul>	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 同一表示内容の突き出し広告・巻付け広告を連続して表示することは禁止しています。

### 【許可地域（すべて）】

- ✗ 同一表示内容の突き出し広告・巻付け広告の連続表示・設置は禁止  
 （デザインや一部の表現や数値等が異なっても、内容が同じと判断されるものは同一表示内容にあたります）



## ● アーチ広告物

- アーチ広告物とは、商店街等に設置され、道路等の空中を横断する形状のものをいい、それ以外のものは、アーチ状であっても、広告塔又は広告板として扱います。

### 【表示・設置】

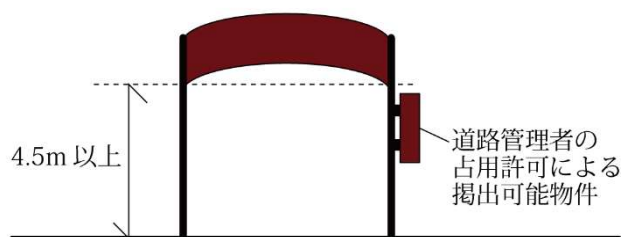
②-6-ア	・表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- アーチ広告物は、歴史的な町並みや低層住宅地の町並み、自然風景などに調和しないため、禁止地域の全域で、アーチ広告物の表示又は設置を禁止しています。

### 【高さ】

②-6-イ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

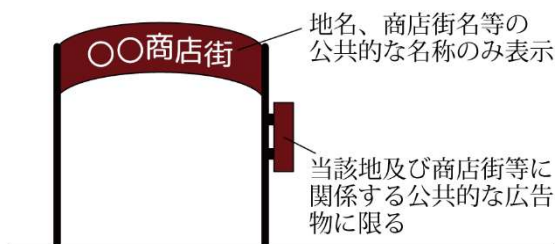
- アーチ広告物の上部は、道路等の空中を横断することから、路面等からの高さを4.5m以上確保してください。なお、アーチ広告物の下部柱部に表示する広告物については、当該道路管理者が占有許可したときは、支障がないものとしします。



### 【その他】

②-6-ウ	・アーチ広告物の上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- アーチ広告物は、商店街等の団体の所有であることから、表示内容についても、アーチ上部には公共的な名称のみを、下部の柱部に掲出するものについても、公共的な内容のみを表示することとし、当該場所及び団体に無関係な広告物の掲出は禁止しています。



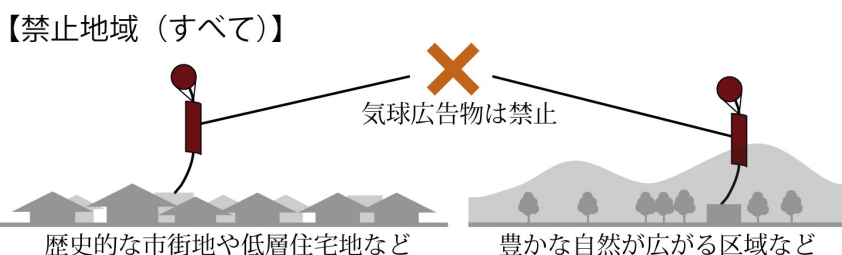
## ● 気球広告物

- 気球広告物とは、綱をつけて掲揚するものであり、ガソリンスタンドのキャノピーに固定して設置される気球上のもは該当しません（建築物の形態により屋上広告物又は壁面広告物として扱います）。

### 【表示・設置】

②-7-ア	・表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

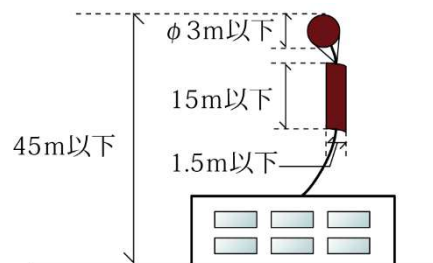
- 歴史的な地区や低層住宅地、豊かな自然が広がるような区域では、気球広告は景観を大きく阻害するものとなるため、禁止地域の全域で、気球広告物の掲揚を禁止しています。



### 【高さ／面積・規模等】

②-7-イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上からの高さは、45m以下</li> <li>・気球は、直径3m以下</li> <li>・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下</li> </ul>	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

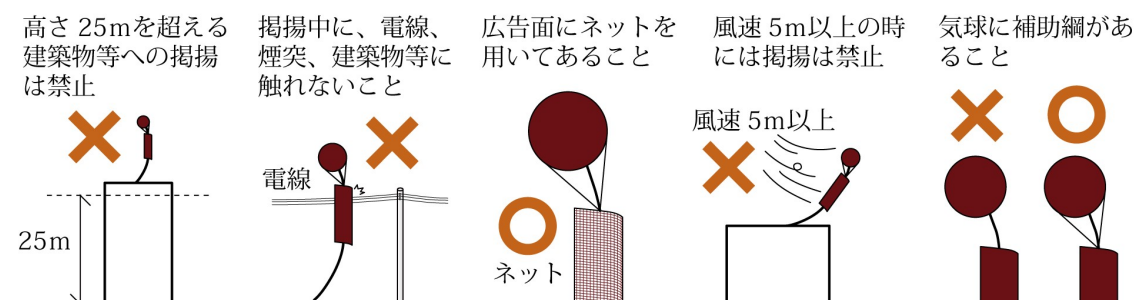
- 地上（地盤面）から気球広告物の上端までの高さは45m以下としてください。建築物等を利用して掲揚する場合も同様です。
- 気球は、直径は3m以下の球形とし、気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横1.5m以下の方形等の単純な形状としてください。



### 【その他】

②-7-ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと</li> <li>・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと</li> <li>・表示面にネットを用いてあること</li> <li>・風速5m以上の時には掲揚しないこと</li> <li>・気球に補助綱があること</li> </ul>	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 高さが25mを超える建築物や工作物への掲揚は禁止しています。また、掲揚にあたっては、周囲の状況や天候に配慮するとともに、公衆に対して危害を及ぼさないよう十分に配慮してください。



## ● 広告幕

### 共通（広告幕）

#### 【面積・規模等】

②-8-ア	・ 広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 12 m <sup>2</sup> 以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・ 広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 10 m <sup>2</sup> 以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・ 広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 12 m <sup>2</sup> 以下（のぼりの面積を除く）	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 第4種禁止地域では、自己用広告物の表示面積の合計についての基準は設けていませんが（25ページ参照）、広告幕の乱立を防止するため、テナントごとの広告幕の表示面積の合計を 12 m<sup>2</sup>以下としています。

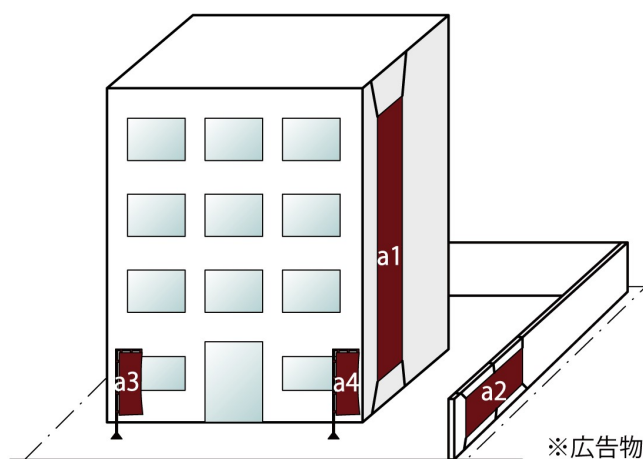
□ 許可地域では、広告幕の乱立を防止するため、テナントごとの広告幕の表示面積の合計は、第1種特別許可地域と第2種特別許可地域では 10 m<sup>2</sup>以下、第3種特別許可地域と一般地域では 12 m<sup>2</sup>以下としています。ただし、後者については、のぼりの面積を含みません。

※第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域は、各禁止地域で定める屋外広告物の表示面積の合計に関する基準が適用されます。

【第1種禁止地域】 ・  $S(a_1+a_2+a_3+a_4) + \text{その他種別の屋外広告物の面積} \leq 5 \text{ m}^2$

【第2種禁止地域】 ・  $S(a_1+a_2+a_3+a_4) + \text{その他種別の屋外広告物の面積} \leq 7 \text{ m}^2$

【第3種禁止地域】 ・  $S(a_1+a_2+a_3+a_4) + \text{その他種別の屋外広告物の面積} \leq 10 \text{ m}^2$



#### 【第4種禁止地域】

・  $S(a_1+a_2+a_3+a_4) \leq 12 \text{ m}^2$

#### 【第1・2種特別許可地域】

・  $S(a_1+a_2+a_3+a_4) \leq 10 \text{ m}^2$

#### 【第3種特別許可地域・一般地域】

・  $S(a_1+a_2) \leq 12 \text{ m}^2$

※ $S(a_3)$ 、 $S(a_4)$  は含まない

※広告物 a1 の表示面積：S(a1)

#### 【その他】

②-8-イ	・ 横断幕は、繁華街においてのみ掲げること	1種	2種	3種	4種
	・ 懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	1特	2特	3特	一般

□ 「繁華街」とは、用途地域が商業地域又は近隣商業地域に指定されている区域を指します。ただし、国、地方公共団体又は市長が認める公共的団体が、公共的目的をもって表示する横断幕については、幹線道路沿い（横断歩道橋等）への掲出を可能とします。

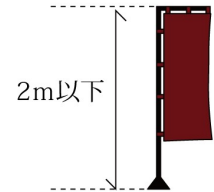
□ 懸垂幕及び横断幕は、外周に風圧に耐えられる太さのロープを入れるとともに、建築物や塀等にしっかりと固定して、公衆に対する危害を及ぼさないようにしてください。

## のぼり（広告幕）

### 【面積・規模等（のぼり）】

②-8-ウ	・のぼりの全高は、2m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- のぼりの全高（広告物自体の高さとし、地上から広告物上端までの高さではありません）は2m以下としてください。

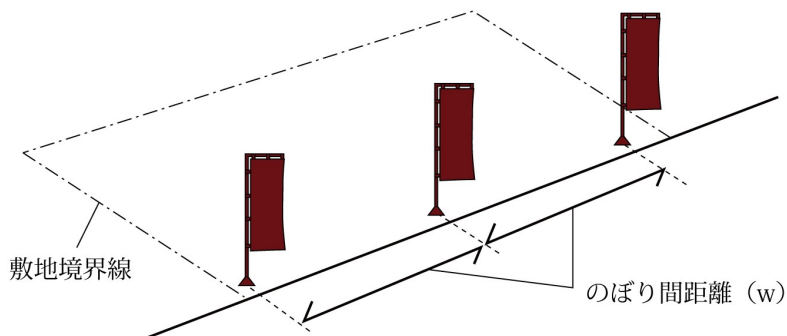


### 【その他（のぼり）】

②-8-エ	・のぼり相互の間隔は、10m以上	1種	2種	3種	4種
	・のぼり相互の間隔は、5m以上	1特	2特	3特	一般

- のぼり相互の間隔は、禁止地域では10m以上、第1種特別許可地域と第2種特別許可地域では5m以上としてください。  
 なお、のぼり相互の間隔の基準は、敷地単位の基準であり、隣接する敷地に設置されているのぼりとの間隔には適用されません。

※第3種特別許可地域と一般地域では、のぼり相互の間隔についての制限は設けていませんが、周囲の景観を阻害しないよう配置してください。



#### 【禁止地域（すべて）】

$$w \geq 10\text{m}$$

#### 【第1・2種 特別許可地域】

$$w \geq 5\text{m}$$

#### 【第3種特別許可地域 ・一般地域】

w：制限なし

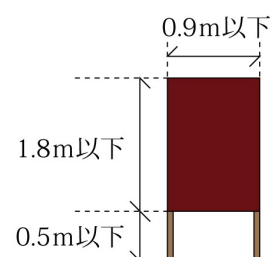
## ● 立看板

- 立看板とは、木又は金属等の材料を使用して作成されたもので、建造物その他の物件を利用して立て掛けられ、移動性のあるものとしています。地面に建植されている又は安全に独立して立っているものは広告板・広告塔として扱います。
- 設置期間は2か月以内としてください。(立看板の許可期間は2か月を限度としています。)

### 【面積・規模等】

②-9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下</li> <li>・脚部の長さは、0.5m以下</li> </ul>	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 立看板ごとの表示面の大きさ(立看板全体の大きさではありません)は、縦は1.8m以下、横は0.9m以下とし、脚部の長さは0.5m以下としてください。



## ● はり札・はり紙

- はり札は、ベニヤ板、プラスチック板、金属板等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して、容易に取り外すことのできる状態で取り付けられ、広告内容を表示するものとしています。壁面広告物との区別については、使用されている素材や取り付け方法等から総合的に判断します。
- はり紙は、紙等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用してはり付けて広告内容を表示するものとしています。壁面広告物との区別については、使用されている素材で判断し、紙等を使って作成されたものは、軒下に掲示されていてもはり紙として扱います。
- はり紙の設置期間は1か月以内としてください。(はり紙の許可期間は1か月を限度としています。)

### 【面積・規模等 (はり札・はり紙)】

②-10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下</li> <li>・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満</li> <li>ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない</li> </ul>	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 表示面積は、はり札は0.5㎡以下、はり紙は1㎡未満としてください。ただし、はり紙について、掲示板等に表示する場合は、この面積・規模等の基準を適用しません。

## 3-3 可変表示式屋外広告物に関する基準

可変表示式屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して公衆に情報を発信するディスプレイ等の電子的な表示機器(デジタルサイネージ)を用いた、表示内容が可変する屋外広告物をさします。

可変表示式屋外広告物については、本章の3-1・3-2で示した許可基準に加えて、次の許可基準を設定しています。

### ● 可変表示式屋外広告物に追加して設定する許可基準

#### 【共通】

- ・まちの魅力向上やにぎわいの形成につながるデザイン性の高いものとする

#### 【種類】

- ・壁面広告物又は広告板であること

#### 【コンテンツ】

- ・禁止地域においては、飲食店、土産物店、宿泊施設等に掲出するものであること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する広告物は不可
- ・禁止地域においては、観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの魅力や利便性、安全性を高める映像等を提供し、その面積割合が1/4を超えていること

#### 【高さ・設置位置】

- ・壁面広告物：原則として、建築物の1階まで  
※歩道橋等により歩行者レベルが異なる場合は歩行者レベルを基準に判断します
- ・広告板：高さ3m以下

#### 【面積】

- ・禁止地域：2㎡以下 許可地域：10㎡以下  
※可変表示式屋外広告物の表示面積の算定は、フレームや架台等を除く画面の大きさとし、  
※屋外広告物の表示面積の合計を算出する場合は、可変表示式屋外広告物の表示面積に2を乗じて得た面積と他の屋外広告物の表示面積とを合算します

#### 【色彩】

- ・街並み景観を阻害しない色彩であること  
※補色や彩度差の大きい色彩の組み合わせは使用せず、類似色や中間色などの落ち着いた色彩としてください

#### 【その他】

- ・まぶしすぎない明るさ(輝度)とし、夜間においては周辺状況に配慮すること  
※輝度は、3000cd/㎡以下(夜間は700cd/㎡以下)を目安としてください
- ・ゆっくりとした画面転換(静止画の切替り)とし、点滅や動きの速い動画は避けること

## 3-4 バスロケーションシステム型広告に関する基準

### 【種類】

- ・壁面広告物又は広告板であること

### 【面積】

- ・許可地域 屋外広告物の種別に応じて設定する許可基準（面積基準）※に適合するもの

### 【色彩】

- ・街並み景観を阻害しない色彩であること

### 【内容】

- ・バスロケーションシステムの面積は、各広告物の表示面積の2/3以上
- ・バスロケーションシステム以外の広告内容が、バスロケーションシステムの表示を阻害しないこと

### 【その他】

- ・広告部分を動画とする場合は、ゆっくりとした画面転換とし、点滅や動きの速い動画は避けること  
※ただし、画面が30秒以上停止する場合は、動画とはみなしません
- ・まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間においては周辺状況に配慮すること  
※輝度は、800cd/m<sup>2</sup>以下（夜間は400cd/m<sup>2</sup>以下）を目安としてください